# 新婦人協會
## 機關雜誌

# 女性同盟

2

綱領

一、婦人の能力を自由に發達せしめるため男女の機會均等を主張すること。

一、男女の價値同等觀の上に立ちて其の差別を認め協力を主張すること。

一、家庭の社會的意義を闡明すること。

一、婦人、母、子供の權利を擁護し、彼等の利益の增進を計ると共に之に反する一切を排除すること。

## 十一月號




東京 新婦人協會 田端

大正九年十一月一日第三種郵便物認可
大正九年十一月十一日印刷納本

# 五拾錢の商品券

……お客様方の御便利に

從來商品券は一圓以上なれば如何程迄でも發行しましたが、今度から商品券は五圓以上とし、それ以下は五拾錢の商品券を發行致す事に致しました、また商品券の殘高が十圓以下ですと、お釣錢に此の五拾錢の商品券を差上ます、商品券は益お重寶になりました。



◆三越の十二月◆

- 歳暮年始御贈答用品賣出し（一日より）
- 羽子板陳列（一日より）
- 新年用食器陳列（一日より）
- 格安反物賣出し（一日より）
- 十大家陶磁器陳列會（十一日より）

三越の定休日◆十日◆廿五日

東京

三越呉服店

# 宣言

婦人も亦婦人全體のために、その正しき義務と權利の遂行のために團結すべき時が來ました。今こそ婦人は婦人自身の教養、その自我の充實を期するのみならず、相互の堅き團結の力によつて、その社會的地位の向上改善を計り、婦人としての、母としての權利の獲得のため、男子と協力して戰後の社會改造の實際運動に參加すべき時であります。若しこの時に於て、婦人が立たなければ、當來の社會も亦婦人を除外した男子中心のものとなるに相違ありません。そしてそこに世界、人類の禍の大半が置かれるのだと思ひます。

私共は日本婦人がいつまで無智無能であるとは信じません。否、既に我が婦人界は今日見るべき學識あり、能力ある幾人かの新婦人を有つてゐます。しかも私共は是等の現はれたる婦人以外に、なほ多くの更に識見高き、思慮あり、實力ある隱れたる婦人のあることを疑ひません。然るに是等の婦人の力が一つとして社會的に若しくは社會的勢力となつて活動して來ないのは何故でありませう。全く婦人相互の間に何の聯絡もなく、各自孤立の狀態にあつて、少しもその力を婦人共同の目的のために一つにしやうといふやうな努力もなく、又そのための機關もないからではないでせうか。私共はさう信ずるものであります。是れ私共が微力を顧ず、同志を糾合し、茲に婦人の團體的活動の一機關として「新婦人協會」を組織し、婦人相互の團結を計り、堅忍持久の精神をもつて、婦人擁護のため、その進歩向上のため、或は利益の增進、權利の獲得のため努力し、その目的を達せんことを期する所以であります。

# 衆議院議員選擧法改正に關する請願書

## 請願事項

一、衆議院議員選擧法第八條第一號中の「タル男子」を削る事。
一、同法同條第三號を削る事。

右謹んで請願いたします。

## 請願の理由

(一)婦人に對して不公平なる現行法令及び社會制度を改善するために。
(二)戀愛と母となる權利とその義務の遂行のために。
(三)性の尊嚴を維持するために。
(四)無產階級の婦人を家庭から追放する經濟問題を解決するために。
(五)勞働婦人の地位の改善を計るために。
(六)姙產婦の擁護のために。
(七)母の手を必要とする子供ある母、母及教師を必要とする子供を保護し、彼等の勞働を禁止するために。
(八)女子教育の根本的改善のために。
(九)國民教育の改善のために。
(十)國民保健に關する社會衞生上の諸施設を完備するために。
(十一)諸種の公共的設備を美的に、且つ完全にするために。
(十二)一切の生命を擁護し、戰爭を防止し、世界の平和を保持するために。
(以上第一號修正の理由)
(十三)男女有權者數の甚しい差違を避けるために。
(十四)選擧權は獨身婦人や所謂職業婦人に必要なばかりでなく、妻であり、母である家庭婦人の立場からも亦必要であるために。

（十五）且つ普通選擧の實施は理論上からは勿論、實際上からも今日その必要に迫られてゐますから。

（以上第三號削除の理由）

**備考**

第八條　左ノ要件ヲ具備スル者ハ選擧權ヲ有ス
一、帝國臣民タル男子ニシテ年齢滿二十五年以上ノ者
二、選擧人名簿調製ノ期日迄引續キ滿六ケ月以上同一選擧區内ニ住所ヲ有スル者
三、選擧人名簿調製ノ期日迄引續キ滿一年以上直接國税三圓以上ヲ納ムル者
家督相續ニ依リ財産ヲ取得シタル者ニ付テハ其ノ財産ニ付被相續人ノ爲シタル納税ヲ以テ其ノ者ノ爲シタル納税ト看做ス

# 治安警察法第五條修正の請願書

## 請願事項

一、治安警察法第五條第一項中の「五、女子」の三字を削る事。

一、同法同條第二項中の「女子及」の三字を削る事。

右謹んで請願いたします。

## 請願の理由

（一）單に婦人であるといふ理由から政事結社に加入する自由、及び政談集會に會同し若くは其の發起人となる自由を禁ずるのは不合理であります。

（二）婦人がその女として、母としての思想や感情を通じて健全なる文化の發展にあづからうとする時、政事的知識を缺いてはそれを全うすることが出來ません。

（三）社會生活乃至は職業生活に從事する婦人は殊に政事的知識を必要といたします。これを缺く時は、彼等は多くの不利不便に遭遇しなければなりません。

（四）今日の尚早論者の理由とするところは、現在の日本婦人はあまりに政事的に無知だと云ふ事であり乍ら、その

能力を養ふに必要なる機會を拒むが如きは矛盾も亦甚しいものであります。

（五）婦人參政權問題は世界大戰の結果として既に世界的承認を得、今や我が日本に於ても男女を問はざる普通選擧要求の聲さへ起つてをります。この時に於てかゝる法律をいつ迄もそのまゝに存置する事は、あまりに時代の趨勢に反します。

（六）新聞雜誌の政事記事や政治論を自由に讀み得、且貴衆兩院の傍聽をも許されてゐる婦人に、他方で政談集會に集ることのみを禁じてゐるのは無意義であります。

備考

第五條 左ニ掲クル者ハ政治上ノ結社ニ加入スルコトヲ得ス
一 現役及召集中ノ豫備後備ノ海陸軍軍人
二 警察官
三 神官神職僧侶其他諸宗教師
四 官公立私立學校の教員學生生徒
五 女子
六 未成年者
七 公權剝奪及停止中ノ者
女子及未成年者ハ公衆ヲ會同スル政談集會ニ會同若ハ其ノ發起人タルコトヲ得ス
公權剝奪及停止中ノモノハ公衆ヲ會同スル政談集會ノ發起人タルコトヲ得ス

# 花柳病者に對する結婚制限並に離婚請求に關する請願書

## 請願事項

一、花柳病者に對し、左の第一條より第十條までの意味の條項を含む花柳病者結婚制限法を單獨法として制定する事

一、民法親族篇第三章婚姻第四節離婚の規定中の適當なる個所へ左の第十一條及第十二條の意味の條項を追加する事。

右謹んで請願いたします。

第一條　婚姻をなさんとする男子は婚姻許可證の交付を住所地の市町村長に申請すべし。事實上の夫婦關係を結ばんとする場合亦同じ。

第二條　市町村長は有資格醫師が一週間内に作成せる傳染性花柳病（黴毒、淋病、軟性下疳を含む）患者にあらざる旨の診斷書を提出せる男子に對し婚姻許可證を交付すべし。

第三條　市町村長は貧困者に對してはその請求により市町村長の指定せる醫師をして無料にて診察し且つ診斷書を附與せしむべし。

第四條　婚姻許可證を持たざる男子は婚姻を爲し、又は事實上の夫婦關係を結ぶことを得ず。

第五條　女子は婚姻許可證を持たざる男子と婚姻を爲し、又は事實上の夫婦關係を結ぶことを得ず。

第六條　第四條に違反せる男子は三百圓以下の罰金に處す。第五條に違反せる女子亦同じ。

第七條　虛僞の診斷書を提出して交付せられたる婚姻許可證によつて婚姻を爲し、又は事實上の夫婦關係を結べる男子は五百圓以下の罰金に處す。

第八條　本法の規定に違反して爲したる婚姻は之を取消すことを得。

第九條　婚姻を爲さんとする女子は其相手方たる男子より傳染性花柳病患者にあらざる旨の有資格醫師の診斷書の提示を請求せられたる場合はこれを拒むことを得ず。

第十條　當該吏員の請求あるとき婚姻當事者又は事實上の夫婦關係を結べる者は婚姻許可證を提示すべし。

第十一條　結婚後當事者の一方が花柳病に罹れる場合には他の一方は全治に至る迄の別居又は離婚を請求することを得。

第十二條　當事者の一方が他の一方に花柳病々毒を感染せしめたる場合には離婚の後被害者は加害者に對し全治までの治療費と相當の慰藉料とを請求する事を得。但し勞働不能に陷れる場合には生活費をも請求する事を得。

# 請願の理由

（一）今日非常な勢を以て文明國を脅しつゝある花柳病の蔓延が、戰慄すべき害毒を個人と社會と種族との上に及ぼしつゝあることは、醫者の說明や諸種の統計を俟つまでもなく私共の絕えず目擊しつゝある悲慘事であります。斯かる國民的慘害に對し國家が種族衛生の立場から、其損失を出來るだけ輕減するやう何等かの方法手段を講ずべきは當然のことであつて、既に歐米に於ては花柳病豫防法を制定し國庫は莫大な經費を惜しみなく投じて其取締りに努めて居りますし、又他方に於ては善種學的禁婚法によつて、花柳病者の結婚禁止を實施してゐるところも、アメリカに於ける六州、ノルウエー、メキシコ等少くありません。然るに我が國に於ては遺憾乍らまだ是等のことに全く手が着いて居りません。

（二）私共は勿論花柳病の一般的豫防法の一日も早く制定されることを望むのではありますが、更にそれ以上婦人といふ立場から、家庭と妻たる婦人と子供とを花柳病の害毒から保護し、併せて種族の向上を計るといふ目的のもとに該病男子の結婚制限法制定の必要を痛感するものであります。何故なら私共が今日最も屢々遭遇する、しかも最も默視するに堪へない家庭的悲劇は結婚前健康であり、純潔であつた所謂良家の子女が花柳病男子との結婚によつて彼女自身と其罪なき子供と幸福なるべき家庭との上に現に蒙りつゝある幾多の慘ましき被害と、斯る大慘害を夫たる男子から受けながらそれに對して全く法律的に保護されてゐない今日の妻たる婦人の立場とであります。

（三）花柳病を家庭内に輸入する者は必ずしも男子のみに限らないのは今更言ふまでもありません。而も私共が婦人に對しては、――わけても日本婦人に對しては男子と同樣に斯る取締りをなすことの必要を認めないのは左の如き理由によります。

（イ）該病男子の數は該病女子の數よりも遙に多い。即ち內務省保健調查會の報告によれば全國一一三四箇の公私立病院に於ける大正元年より同四年までの四ケ年間の該病患者の數は、

| | | |
|---|---|---|
| 黴毒 | 男 | 九、五七三七 |
| | 女 | 四、三三〇一 |
| 軟性下疳 | 男 | 四、一〇六三 |
| | 女 | 一、三四五四 |
| 淋病 | 男 | 一〇、〇四二三 |
| | 女 | 四、二〇八一 |

である。從つて家庭に該病毒を搬入する場合は男子の方に多く、女子の場合は未だ法律を設けてそれを制裁する

必要を認めない程度であること。

(ロ)未婚女子に對して斯る身體檢査を行ふ事は實際に於ては習慣上可成りの困難や、又それに伴ふ危險も豫想されて、男子に於ける如く容易に實行されさうもない。その上既に述べた如く該病女子の數は男子のそれより遙に多數であつて、斯る難事を敢てせねばならぬ程の必要を未だ認めないこと。

(ハ)或地方又は或社會に於ける未婚女子にたとへ該病患者の多いことがあるとしても、かゝる局部的現象をもつて全體を論ずることは出來ないこと。

(ニ)男子の性的生活は女子のそれに比し遙に放縱に流れ易き傾向ある上に、事實今日の男子の多くは放縱であること。それ故花柳病の媒介者となり、傳播者となる婦人は殆ど賣笑婦に限られてゐるに反し、男子はもつと一般的な意味に於て該病の媒介者であり傳播者であること。そしてその事實は夫から感染した婦人花柳病者に比し、妻から感染した男子花柳病者の極めて少ないといふ醫師の承認によつても證明されること。

(ホ)此の法律は家庭に於ける婦人保護を目的とするのみならず、婦人を通じてなし得るところの男子の放縱なる性的生活に對する一種の制裁であつて、そこに道德的意義をも併せて含むこと。

(四)斯くの如く私共が花柳病男子の結婚の取締を要求するのは、家庭を、妻たる婦人を該病毒から保護すると同時に未來の子供を保護し、國力の本源である國民の實質的改善を計り男女共同の義務であり使命である種族への奉仕を全うせんとするものであります。

## ■第四十四議會へ請願!

新婦人協會はその實際運動の一つとして來る四十四議會に對し、右に揭げた三種の請願書を提出いたします。此度は第一に揭げた選擧法の改正を新に加へ、花柳病者結婚制限に於て條文に大修正を加へました。

就いては出來るだけ多くの同志を得てその目的を貫徹したいと思ひますから、御贊成の方は男女に拘らず御知友御勸誘下さいまして、御調印下さいます樣御願ひいたします。

一、請願用紙は御申込次第送ります　二、返送〆切――十二月十五日　三、記入注意は用紙に印刷してあります

東京府下田端四四五

**新婦人協會**

# 女性總同盟へ

奥むめお

奴隷は恥づべき事だ、然し奴隷を使ふ事は更に恥づべきことだ。私がこの言葉を南北戰爭以前の亞米利加の南部、或は（一八六一年）革命前の露西亞の都で、否そんなに遠く求むる迄もなく現在私共の住んで居る此の東京の眞中で、今から六七十年程前にこれと同じ意味の言葉を公言したとしたならば、どうであつたでせう。私はちよん切られない自分の首を撫で乍ら今更のやうに不可思議な時の力を思ひます。

奴隷は開放せられました。少く共亞米利加の黒奴や、露西亞の農奴は解放せられました。然し乍ら果して我々の周圍から全ての奴隷が開放せられて居るでせうか。現在に於ける勞働者の地位、そして現在に於ける婦人の存在は、これを奴隷と呼ぶに相應しくはないでせうか。私はこゝに於てもかの不可思議な時の、正しく容赦ない裁斷を信じて近き將來に輝望を繋ぎます。

過去數百年、或ひは數千年このかた凡ゆる侮辱と迫害を受け乍ら、而も常に飢ゑと寒熱に脅かされて來た多數の勞働者は、今やあらゆる文明國で最も重大な問題として論議せられてゐる勞働問題の提出者であり、道徳的に政治的に、或ひは經濟的に行き惱んでゐる現代の救濟者として、勞働階級を選ばなければならないといふ事實が、日に日に新しく傳へられる世界の消息に依つて裏書せられてゐるといふ事は何といふ喜悲劇でせう。然し乍ら此の勞働階級といふ新しい人格の出現に眩惑された世界も、過去數千年の間勞働者と同じ運命に泣いて來た婦人の新しい力を認めることを、ともすれば忘れ勝ちにな

つてゐるのではないでせうか。『婦人は奴役を味つた最初の人間であつた。婦人は奴隷の存在する以前からの奴隷であつた』と、婦人と社會主義の著者オーグスト・ベーベルも云つて居りますが、實に婦人は人生に於ける最初のプロレタリアンでありました。ブルヂユア文明に胚胎する今日の世界的不安を救ふものはプロレタリアンをおいて外にないやうに、新世界の創設のためには、奪はれてゐた婦人の能力を無視する事は出來ません。過去の殆んど全ての文明がブルヂユアのために建てられ、ブルヂユアのために改替せられてゐたのと同じ意味で、過去の汎ゆる文明が男子のために建てられたものであり、唯男子の便宜のためにのみ作り替へられて來たものでありました。如何な場合でも、婦人の存在が無視せられて來たことの、何といふ永い年月であつたでせう。而もその數千年來の文明が何故に現代のやうな大きな不安を齎したか。何故に人々の口をこぞつて改造の急務を絶叫せしめるやうになつたか。云ふ迄もなくその文明に大きな欠陥が潜んでゐたからであります。そしてそれは大多數の生産者であるプロレタリアンの、人間としての存在を無視して來た事に基因してゐるのは云ふ迄もない事でありますが、男子のためにのみ建てられた過去の文明が、人としての婦人の存在を無視する事に依つて等しく大きな欠陥を持たないとは如何して云ひ得ませう。そしてこの根本的な欠陥を救ふものは、長く見捨てられて來た婦人の新しい力を外にしては決してあり得ないといふことも、自ら明かであります。

然し乍ら婦人がその新しい力を延ばすといふ事は、無論婦人が男性化する事ではありません。況して男性の正しい領域を奪はうとする事では斷じてありません。それは過去のながい男性の壓迫に依つて奪はれ、見捨てられてゐた女性特有の人間としての本能や創造的才能を、正しく取り戻すことに外なりません。そして不當に女性の上に負はされてゐた誤れるもの、たとへば貞操問題や、結婚問題などをより合理的に改め、男性の鑄型に依つて誤られてゐた女性としての意義を、眞の女性に書替へる事であります。從つて婦人の自覺とは、その女性としての正しい存在を主張する事に依つて、同時に誤れる男性專制の文明を救ふことであります。そして、來るべき世界の男女は、その性によつて分たれた大きな個性に從つて、各々文化機關の分擔者又協勞者として專横と壓迫に依つて保たれてゐたこれ迄の凡ゆる存在を男女協同の自由社會に見出さなければなりません。然し餘りに長い間その專制に慣らされた男性には、少くとも現在では女性の正しい存在を承認する事は餘りに困難な事であります。又女性自らもあまりに長く奴隷的な屈從生活に慣らされたために自分の正しい姿をともすれば忘れ勝ちになつてをります。從つて斯の勞働問題の正しい承認者である人々でさへも、個々の人としては婦

人問題に就いては不安と不徹底とを暴露してゐる事が少くありません。然し婦人問題の徹底を見る事なしに何處に勞働問題の徹底を求め得られませう。私共はかの勇敢なプロレタリアンが、多年世界の最下層に沈潜してゐたにも關らず、猛然と火の手を揚げたことを思ふ時に、婦人問題の解決者は又私共婦人自らを外にしては、決してありねない事を信じて疑ひません。

歐洲戰爭は人生にとつて實に大きな煉獄でありました。而してそれ等の女性にとつては更に大きな煉獄でありました。その夫を、子供を、そして社會的にはその生産者の大部分を、文化機關の勤勞者を、遂にはそのパンをさへ奪はれた婦人が、生と死の悩みに脅され乍らも自ら生きるために、またその幼兒を育むために、凡ゆる生活の苦闘を嘗めなければなりませんでした。彼女等はこゝに於て自分の新しい力を自覺すると同時に、此の自らあづかり知らなかつた國際戰といふものの原因と、その責任者とをつきとめて見る事なしには生存する事が不可能であるのに氣がつきました。而して婦人としての新しい權力を獲得する事に急ぎました。

然乍らかうして得た婦人の新しい權力、即ち經濟的獨立や參政權は、再び斯かる慘劇に陷る事を永久に免かれしめたでせうか。今や彼女等の前には、歐洲戰爭を導火線として起つた世界的産業不安が、經濟的欠乏が、階級鬪爭の新事實が、矢次早に出現しつゝあるではありませんか。私は階級鬪爭といふものを、況して暴力に訴ねる革命といふものを讃美するものでもなく、翹望してゐるものでもありません。然し何等かの形式でそれが來るといふ事は既に、宿命的な事實であらうと思ひます。云ふ迄もなく私はプロレタリアンの要求が正しく承認さるべきものと信じてをりますが、それが何等かの形式かで階級戰として現れた時に、少く共現在に於ては自分達がか弱い婦人である事を、而して幼けなきものの母である事を知ると共に、私共自身のために、また全人類のために出來得る限りそれをより文化的、より人道的に色づける事に依つて男性專制の戲曲的なヒロイズムから、人間的、現實的な問題にそれをおかなければならないと考へます。

顧る時それ等の理想は、私共にとつて餘りに大きな、餘りに深刻な問題であります。然し數千年來潜められて來た婦人の力を想うて見る時に、また私共は不可思議な時の力、生命の神秘な存在を信じないではをられません。

眼を轉じて我邦のことを考へてみます。全世界を狂奔せしめてゐる政治的、産業的の不安は全て遠い外國の事であるとして、私共はこの全ての事實を自分達の與り知らない爲政家と、凡ゆる社會の實權を握つてゐる男性階級とに委ねて、百年

一日の如くに優美な袖袖と、服從の美名に安んじていゝのでせうか。それでは私共を脅して居るこの生活の不安や、道德的矛盾や、因襲の迫害や、知識の要求はこれを何處に求めたらいゝのでせう。一度私共の目に觸れた世界の出來事を、如何してこの目や耳から拭ひ去る事が出來ませう。

私は私共の前に怒濤のやうに押寄せて來たこれ等の問題に面接して、今更のやうに知識的に肉體的に奪はれてゐた婦人の存在を思うて慨がざるをゐません。普通選擧や、婦人參政權運動の來る事が、あまりに晩すぎたことを恨めしく思ひます。勿論其等の政治運動は、その背後に迫つて居る人間解放の大きな問題に比べては極めて小さい問題にすぎません。然乍ら、現在に於ては何よりも大きな威力を持つて私共の上に君臨してる政治を思ふ時、私共は何よりも先づそれについて考へてみる事を餘儀なくされます。

いふ迄もなく私は現在の政治に對しては不滿といふ言葉には盛り切れない程の大きな不滿をもつてゐます。然し私は未だ、政治が各人をより正しく、より善くするために存在して、萬人の幸福の上に建てられなければならないものだといふ事に就ての信賴を打捨てる事が出來ません。政治とは私共の目のあたりに見てゐるやうに産業や、道德や、敎育や、宗敎や藝術などの上に君臨すべきものではなくて、それ等のものと共に存在すべきものであつて、現在の如うな外部的な拘束に代へて、個人の内面的發現により多く供へられなければならないと考へます。斯ういふ意味で政治の改造や政治そのもの意義の改造は何人の上にも要求されて居る事でありますが、現在の日本の婦人のやうに全く寄生的な存在にあるものにとつては、その改造の利害と重要さは更に々々大きいものである筈です。私達は凡ゆる意味で——法律上にも經濟上にも、更には敎育や道德の上に迄も——私共を支配してゐる、最も大きな力としての現在の政治の正體を見きはめるためにも、來るべき新社會の準備として婦人の寄生的な奴隷精神を打破するためにも、更に進んではより根本的な婦人自らの文化を創造する爲めに社會改造の重要な分擔者として、婦人全體が大同盟を作る事に依つて補助し、協力し合つて、一つの大きな團體としての力を以て政治的にも、社會的にもその齎らされた生命を伸張させる事に努めたいと思ひます。

# 米國に於ける少年少女及び女子に關する勞働法制一斑

寺田初代

「一」

北米合衆國の統計に據れば、千九百十年に、同國で實際製造工業に從事する者は、全數、七百六十七萬八千五百七十八人であつた。其内、工場主、職員、書記等、經營、管理、監督の任に在つた者は、四十八萬七千百六十三人、勞働者は、六百六十一萬五千四十六人であつた。

そして、其の勞働者の中、年齢の十六歳以下の少年少女は、十六萬一千四百九十三人、十六歳以上の少女及び女子は、百二十九萬三百八十九人、十六歳以上の男子は、五百十六萬三千百六十四人であつたと云ふ。

それであるから、全勞働者の五分の一は、少女及び女子であつて、五分の四が男子である。尙ほ、精しく言へば、十六歳以下の少年少女は、全數の二分五厘、十六歳以上の女子は一割九分五厘、十六歳以上の男子は七割八分である。

そして、之等の製造工業中、最多數の勞働者を使用して居るのは製材及び鑄造業である。然し以上二つの工業には、女子の勞働者は極めて少數である。

之に次いで、多數の勞働者を使用して居るのは紡績業であつて、同業に從事する勞働者は、三十七萬八千八百八十人で、其の五割五厘は男子、三割八分七厘は女子、一割四厘は少年少女である。

米國に於てニウ・イングランド、特に、マッサチユセッツ州は、最も早く紡績工場の設立された所であつて、今日尙ほ最も多數の紡績勞働に從事する女子及び少年少女が居るのである。之が爲めに同州に於ては、最も早く、之等の法制が發達し、諸國は、皆な之を模範として同州の法制は、最近に至る迄米國に於ける最も完全の勞働法典と稱せられたのである。只、同州には、鑛山に女子及び少年少女を使用することを禁止する法律が缺如して居る。それは、全然同州には、鑛山が無いからである。其の他に就ては、マッサチユセッツ州は、實に、米國に於ける少年少女及び女子に關する勞働法制の先驅者である。

それであるから、玆に、マッサチユセッツ州の法制に就いて少しく述べて見たいと思ふ。之れに據つて、又、米國に於ける州の法制も推知することが出來るからである。

「二」

凡そ、女子及び少年少女に關する法制としては、之等の者に對する勞働法制であつて、其の勞働法制としては、次の如き項目を擧ぐることが出來る。

(一)一日若くは一週の勞働時間を一定する法律。

(二)夜業を爲さしむることを禁止するの法律。

(三)或種の職業(鑛山、酒場)に少年少女及び女子を使用することを禁ずる法律。

(四)危險なる工場、若くは危險なる化學工藝品製造に少年少女を使用することを禁止する法律。

(五)少年、少女及び女子を使用する工場に於て、禮儀作法及び衞生設備を强行する法律。

(六)少女及び女子に椅子を給與することを强行する法律。

(七)少年少女勞働者の年齡及び學力程度に關する法律。

(八)少年少女の街上商賣を監督する法律。

(九)最低勞働賃銀に關する法律。

(十)勞働法と强制教育法の連絡。

等是れである。

## 「三」

今玆に、マッサチユセッツ州に於ける少年少女及び女子に關する法制を摘記すれば左の通りである。

(一)勞働時間の制限

(イ)少年少女及び女子は、一切商店に於て一週五十八時間以上、勞働に從事せしむることを許さない。

(ロ)工場、若くは電信局、電話交換所、運送會社に於て、年齡十八才以下の少年少女及び女子を、一日十時間以上、若くは一週五十四時間以上使用することを許さぬ。但し時季製造工場に於ては、一週五十八時間迄使用することを得る。只、此の場合には、一年を平均して日曜及び祭日を除いて一週五十四時間以上を超過することを許さない。

(ハ)勞働時間は、之を掲示せねばならぬ。同掲示の時間以上に少年少女及び女子を使用したる者は、同週の前日に之等の勞働者を使用しなかつた爲めか、若くは器械の破損の爲に使用することを得なかつたので、之を補充する爲めに使用する場合の外は、之を法律違反と看做すと云ふのである。

(ニ)法律に違反して、少年少女を使用せしめた親權者、監督義務者若くは使用者は、五十弗乃至百弗の罰金に處せられるのである。

(ホ)少年少女及び女子は、製造工業の爲め、午後十時より午前六時迄の間に使用することを得ぬ。又、少年少女及び女子は織物工業の爲めに、午後六時より午前六時迄の間は之を使用することを許さぬ。

(ヘ)少年少女及び女子は、衣服の縫返へし、修理工場に於て、一週五十六時間以上、之を使用することを許されない。

(ト)十六才以下の少年少女は、各種の工場、商店、又は、十四才以下の、少年少女に禁止されたる工場若くは商店に

一週六日以上、若くは一週四十八時間以上、又は一日八時間以上、若くは、午後六時より午前六時三十分迄使用することを許さぬ。

(チ)十八才以下の少年、若くは、二十一才以下の少女は、一週六日以上、若くは一日十時間以上、又は一週五十四時間以上、若くは午後十時乃至午前五時迄の間之を使用することを許さぬ。

(二)夜業禁止

電信局、電話交換所、若くは通信會社は、通信社と新聞社新聞社相互間の通信の授受の場合の外、二十一才以下の者を午後十時より午前五時の間、通信の配付の爲めに使用することを許さぬ。

(三)職業の制限

(イ)年齢十八才以下の少年少女は、飲用の爲め强酒を供給する酒場に使用する事を許さぬ。又十八才以下の少年少女を、販賣の爲めの準備若くは提供を爲す强酒釀造場若くは罐詰場に於て、强酒を取扱ふ爲めに使用することを得ぬ。

(ロ)二十一年以下の者は、酒精飲料の販賣せらるゝ酒場に使用することを許さぬ。

(四)危險なる工場若くは工業に少年少女を使用するを禁止すること

(イ)十四才以下の少年少女は、之を運動中の機械の掃除に使用することを許さぬ。

(ロ)十五才以下の少年少女は、舞踏綱渡り、曲馬、體操若くは輕業に使用することを許さぬ。

(ハ)年齢十六才以下の少年少女は、危險なる機械若くは足架、煙草製造、隧道若くは球戯場に使用することを許さぬ

(ニ)「州勞働及工業局」(State Board of Labor and Industries)は、工業若くは商業が、果して十六才以下の少年の爲め、健康及び道德に十分危險若くは有害なるや否やを決定し、且つ之を終止せしむることを得。同少年少女は、此種の商工業に從事することを得ぬ。

(ホ)十八才以下の少年少女は、制機者機關士等として、火爐、横重機、若くは運動中の危險なる機械の油差、又は掃除に從事せしめ、又は火夫若くは機關士として、爆發物、黄燐、酒精製造に從事せしめ、其他勞働局に於て、十八才以下の少年少女に危險若くは有害なるものに決定せられたる職業に從事せしむることを得ない。

(五)衞生規定

(イ)工場に使用せらるゝ少年少女及び女子は、皆な同時に食事時間を與へられ、決して、其の食事時間内に機械を監督し、若くは、他人の代理を爲すことを許されぬ。

(ロ)女子は、其の分娩前二週間、分娩後四週間、故意に之を、工場若くは商店に使用することを許されぬ。

(ハ)「州衛生局」(.State Board of Herlth)は、女子の勞働室を檢査し、室の構造、位置、瓦斯の排出及び女子の勞働に堪ゆる物の形狀及び重量に關する規則を規定するのである。

(六)少年女少及び女子に對する椅子供給の强行

工場及び商店に於ては、凡て少年少女及び女子に椅子を供給せねばならぬ。又、之等の少年少女及び女子は當然之を使用する權利を有するのである。

(七)少年少女勞働者の年齡及び學力程度の制限

(イ)十四才以下の少年少女は、工場、商店、理髮所、靴磨所「ガラーヂ」、煉瓦若くは木材置場、郵便電信局、電話交換所建造物の建業修繕、其の他一定の地域又は場室内に於ける勞働に從事することを許さぬのである。又十四年以下の少年少女は、小學校の開校中、午前六時三十分より以前、若くは午後六時以後の時間中使用することを許さぬ。

(ロ)十四才以上十六才以下の少年少女は、工場に入る以前に證明書(サーティフィケート)を保有することを要する。但し同年齡の少年少女でも、日曜には、午前七時乃至午後六時迄は、前上の證明書無くして、工場に於て、勞働することを得る。尚ほ、以上の證明書を得るには、雇傭の約束を爲し、其の年齡の十四才なること及び、其の勞働を完成するに足る健康と能力とを有する者たることを表示し、又、學校の證明簿(レコード)を提出せねばならぬ。其の學校の證明簿には、最近に修了したる學年、及び同兒童が、前年度に出席したる週數を表示することゝなつて居る。そして、其の證明簿は同少年少女が十三才と爲つて後、百三十日以上出席したものでなければ之を發行しないと云ふことになつて居る。

十(ハ)六才以上二十一才以下の少年少女は、其使用者が、年齡及び英語讀書の學力を表示する學力證明書を徵するに非ざれば、之を使用することを得ぬ。若し、同少年少女にして、前上の能力を有しなければ、夜學校に出席し、且つ其の使用者に、每週其の出席簿を提示せねばならぬ。

(八)少年少女街上商賣禁止

(イ)十二才以下の少年、若くは十八才以下の少女は、人口五萬以上を有する都市の街上に於て、新聞若くは、商品を販賣することを得ぬ。

(ロ)十六才以下の少年は、學校出席に關する小學校令に遵據し、徽章を着くるに非ざれば、新聞を賣り、若くは、靴磨きを爲すことを得ぬ。夜間午後九時から午前五時迄は、如何なる未成年者も新聞賣りを爲すことを許さぬ。

(九)最低勞働賃銀

マツサチユセッツ州に於ては、既に、千九百十二年最低勞働賃銀に關する法制を見、次で千九百十三年及び千九百十四年に修正せられた。

前上の法律に據つて、「マツサチユセツツ州最低賃銀委員會」（Masschusetts Minimum wage Commission）が、設けられた。同委員會は、三人の委員より成り、其の一人は女子である。そして、同委員會は、「賃銀課」（Wage Board）の最低賃銀決定を待つて、使用者を召集して聞取を爲し、終に、「賃銀課」の決定を承認したる場合には、議事錄を作成し、之に此の決定を贊成したる使用者と、之に從ふことを拒絶したる使用者との氏名を記載するのである。そして、委員會は其の氏名發表に關して、自由裁量權を有し、從來の方針としては、最低賃銀率に贊成したる使用者氏名の白表（黑表に對して）を公表して居るらしい。新聞紙は、通常の廣告料で之を公表する義務がある。只茲に注意すべきは、同州に在つては、他州の法制と異つて、（他の或州に於ては、此の最低賃銀率以下の賃銀を以て、少年少女若くは女子を使用したる者は刑罰に處せらるゝのである）最低賃銀率の制度は之を強行することを得ないのである。只、其の氏名の公告に依つて、之を遵守させるようにするのみである。又、同委員會は、身體の虚弱なる女子に對して、特に最低賃銀より低率の賃銀を供與することを許可し得るのである。

（十）勞働法と強制教育法との連絡

（イ）七才以上十六才以下の少年少女は、小學校其の他、公許の學校に、同校の開校中、之に出席せねばならぬ。使用證明書を有し、且つ、一日若くとも六時間勞働し、又、四學年を終了したる十四才乃至十六才の少年少女は此の規定に據るを要せぬのである。

（ロ）一都市が、日中勞働に從事する十四才乃至十六才の少年少女の爲めに、補習學校を設置したる場合には、學校は前上の少年少女に對して、一週四時間以上、午前八時より午後六時の間の出席を要求することを得る。此の時間は法律上少年少女の決定勞働時間中に加算せられるのである。

（附記）本稿は、アンニー、ポリットの「亞米利加諸州に於ける女子及び少年少女に關する法律」に據つたのである。

## エンマ ゴルドマン女史の近狀

さきに合衆國を追放せられたエンマ・ゴルドマン女史及びその一派は、目下勞農政府の鐵道線路の修復に從事してゐる由。女史はロシア人であるが永年アメリカにあつて「大地の母」と云ふ無政府主義宣傳の雜誌を出して同主義の鼓吹に努めてゐた有名な人であるが、先頃過激派として追放せられたのである。

時事批評

# 女教諭の幼兒遺棄事件に就て

## 森かよ子氏に

田中孝子

森さん、かよ子さん。わたくしは、あなたに取つて未知の人です。あなたのことも、新聞紙が報告した以上に、わたくしは解かつて居りません。そして、新聞記事なるものが大てい正確を缺いて居ることを、自身の經驗を通じて知つて居るわたくしが、其れだけであなたの行動を批判するのは輕卒かも知れません。然し、先頃、愛兒知己が天折しまして以來、目に見ゑて心身の衰へを感ずるほどに、失なつたものを追慕するわたくしは、種々の事情に餘儀なくせられたとはいへ、あなたの愛の結晶であるところの正夫さんと、死別よりもつらいといふ生わかれを、最も不安全なる方法で、敢行なさつたあなたの御心情に感動しました餘り、僭越ながら筆を取つて見る氣になりました。

澤山の新聞記事の中から其等の一致點を取つて、假りに其れを事件の眞相に觸れたものとしますと、あなたは、或る學校への入學試驗の準備として、あなたの許へ國語を習ひに來られた青年と戀に落ちて、遂に、あの正夫さんの母となられました。そして、それを祕密裡に葬るために、あなたが敎職にある學校へは病氣と稱して休暇を乞ひ、人知れずお子さんをお產みなさつて、其れを大津の宿屋に遺棄せられたといふことです。

其後あなたが煩悶なさつてお居でのことや、御令弟の許へ相談にいらつしやりながら、言ひ出し得ずして、棄兒を遂行なすつた等のことに照しましても、わたくしにはどうしてもあなたが、子の愛にも潤はないやうな、そんな乾いた心を有つた方とは想はれません。そして、又、それだけにお氣の毒に思ふので御座います。

わたくしの推測するところでは、あなたがあゝした徑路を辿つてまでも、總べてを祕密の中に解決しなければならないとお考へになつたのは、左の三つの事由からだらうと思ひます。その一つは、さうしなければあなたの愛人の名譽を傷け

るであらうといふこと、も一つはあなたが今までの名望を失つて、社會から葬られて了ふであらうといふこと、それから最後の一つは、學校の體面にも拘はるであらうといふことです。そして其れがあの際、あなたのためにも、御愛人のためにも、又學校のためにも、表面上立派な、或は、價値ある生活を續けて行くのには、たゞ一つの徑路だと觀られたのでしやう。あなたがさう活きるためには、お子さんを犧牲にしても仕方がないと考へられたのでしやう。さうした觀方、考へ方は、これまで多くの人々の體驗し來つたものでした。そして、其れは、社會の推賞と非難とに多大の價値を置く人間性の弱味につけ入つた、强い誘惑であることは言ふまでもありません。

然し、わたくしは惜みます、あなたが、敎養のあるあなたが、世間の平つたい常識や、固まつた道德が定めた所謂價値ある生活を謳歌なさらずに、何故あなた自身としては、もつと立派に、もつと價値ある活き方をお見出しにはならなかつたでしやう、と。

或程、あなたの今までの御身分は立派なものでした。學校からも信任あつく、學生からも尊敬された優公な教育家として、あなたが、その生活や名望に幸福を感じ、從つて、執著をもつておゐでになるのは當り前です。然し、其等は皆過去に於けるあなたの幸福の對象です。其等は敎員といふ淸く美しい仕事に何より多く享樂を認めておゐでになつた時分にこそあなたに取つて價値あるものでした。が、今の愛人として、そして、母としての人間味をお知りになつたあなたの爲には、もう其等はたゞ形骸として殘つて居るだけです。あなたは何故其等に戀々としておゐでなのでしたか。わたくしはあなたが社會の冷酷な批評をおいとひになつたとも知つて居ります。然し空虚な生涯から脫して充實した生活におはいりになるには、社會と戰ふ位、仕方がないではありませんか。

あなたは、御愛人のためにも、あの一擧が必要だと思はれたのでしやう。あなたは、世間體や、年齡の差等を考へて、彼の方との御結婚を豫期なさらなかつたやうです。いゝえ、あなたは犧牲的精神から、總べてを御自分一人で引受けて了つて、御愛人には何の障害もなく學校を卒へさせ、行々は相應な婦人と結婚し幸福な家庭を營まれることなど望んで居られたかも知れません。然し、御愛人はそれで幸福を感ずるでしやうか。感ずるほど其の方の心を墮落させてもおかまひにならないのですか。御愛人は、お子さんに對しても無責任な父となり、又今後娶らるゝ夫人（若しさういふことがあるとして）に對しても虛僞な良人となります。あなたは男子の貞操といふことをお考へになりませんか。わたくしは、必らずしも處女であり、童貞でなければ結婚する資格がないといふのではありません。たゞ其れを相手の人に祕して結婚する

ことを不道徳と認めます。そしてわたくしの最も不快に感ずるのは社會では女子の場合に限つてのみ其れを非難し、男子の場合には普通のこととして看過する事です。そういふ意味で、或はあなたも御愛人をしてその位の祕密を有たせるのを悪いとお感じにならなかつたのではありませんか。

學校の體面といふことも、あなたは御考へになつたのでしよう。然し、若し假りにあなたの御行爲が學校の體面を傷けるものでありましたら、其れは、祕密裡にありましやうが、公然でありませうが、傷けられたことは同じです。學校の敎育方針と、あなたの御生活とが一致しませんでしたら、あなたは學校にとつて望ましからぬ敎員であるとは明らかです。

わたくしは、あなたの愛に就いては尠しも非難しては居りません。お二人とも獨身なあなた方が身も魂も解け合つて、眞實なる愛を體驗せられたことは咎めることは出來ません。何故なれば、あなたは御自分の行爲から生じた問題を解決する力を有つておゐでの筈です。たゞ一つ困難なのは、あなたが指導者の任にある以上、あなたの配下にある若い少女達が（あなただけの眞實もなく、又能力も有たずに）無分別にあなたを見習ひましたら、社會の秩序を亂すかも知れないといふことです。

是等の總べての問題は、畢竟ずるに、あなたが敎職を御退きになれば解決されたことと思ひます。どうしてあなたはそんなたやすい方法をお取りにならなかつたのでしやう。十年も奉職していらつしやるとのことですから義務年限内ではないと思ひます。若しあなたが夏休み前に、學期の變りめを機として辭職せられましたならば、あなたの愛を遂行することも出來、又、自由に母としての責任を果すことも御出來になつたでしやう。あなたは學校をお離れになつても、職業婦人として子を養ふだけの力を有つておゐでの筈ですもの。

わたくしは、あなたが今一歩徹底なすつて、世間の批評や小さな愧耻心に捕はれず、又空虛になつた地位や名望に價値をお置きになりませんでしたら、婦人として最も幸福なる母としての恩恵に浴することも出來、本當に價値ある、人らしい生活におはいりになることが出來たでしやうと殘念に思ふのです。わたくしはあなたの御行爲を非難する氣でこれを書いたのではありませんでした。たゞ、あなたの生活に對する觀方について、將來のため尠しく御考慮を願ひたいからなのでございます。

## 現代敎育の欠陷

山田美都

「女敎諭が自分より遙かに年下の學生と私通して姙娠し、分娩した子供を捨てゝ去つた」私は此の事を單なる一箇人の

罪惡として見る事は何うしても出來ない。よしやそれを一箇人の罪惡として見るにしても、我が國の社會には之に對して制裁を加へるの資格が果してあるであらうか。姦淫の現場に於て取り押へられた女を、石で擊たうとして犇めく群衆に對して基督は何を告げたか。

「汝等の中罪無き者、先づ此の女を石にて擊て」

嚴密な意味からいへば本人は當然刑法第二百十八條の適用を以て、三月以上五年以下の懲役に處せらるべきものであるにも拘はらず、情狀酌量の上微罪不起訴として放還の處置に出でられた吉田檢事の血あり淚ある所置に對して、私は同性の一人として衷心から感謝しなければならぬ。

此の際私の心に考へ浮ぶ事は「世の中があまり不合理に仕組まれてゐる」といふ事である。最も學理的に營まれねばならぬ敎育の社會に於て殊に其の憾みを深くするものがある、今玆に私が學理と云ふのは、動かすべからざる事物の根底を究める事を指すのである。事物の根底を究めずに架空に築き上げた形式によつて仕事をして行かうとする。其處に轉位と混倒の現はれないのは寧ろ不思議である。

孔子の大聖たるは誰あつて否むものは無い。その孔子は何といふたか。

吾十有五而志二于學一、三十而立　四十而不レ惑。五十而知レ天命、六十而耳順七十而從レ心所レ欲不レ踰レ矩

と。大聖孔子にして尙且つ然りである。夫れを我が國の敎育社會では、小學卒業程度の少年少女に僅々數ヶ年の師範敎養を施したのみの人々、即ち年齡からいへば、二十歲から二十四五歲迄の靑年男女を採用して敎育の重職に任じ、之に對して恰も孔子の老境に於けるが如き完全なる德行を要望して居る。隨つて一般社會には普通有り勝ちの過ちであつても若し夫れが敎育家の犯すところとなると滿天下は實に其の耳目を聳動せしむるのである。殊に女子敎育家に於ける場合は猶更甚しい。

それは敎育家がそれ丈崇高性に富んでゐる事を認めて人格を尊重する所以であるから、一面からいふて敎育者が一般社會に對して感謝しなければならぬ事である。

然し其の所謂人格なるものは、餘りに架空的、形式的のものではなかつたか。即ち人間性といふ根底から餘りに遠い懸隔はなかつたか。金果の樂園に創造せられた横目縱鼻の一對に向つて神の給うた最初の祝福は、

「生めよ、殖ゆよ、而して地に滿てよ」

であつた。敎育者とても亦アダムの裔である。生み且つ地に滿たんとする神の祝福に與かる權利は十分に持つてゐる。然るに唯敎育者であるが爲めにその正當なる權利を行使する戀愛の機會を奪はれ、たま〳〵その機會に逢着しても社會から擯斥せられ、若くは罪惡視せられるといふ事のためにこ

れ迄の教育者、殊に女子教育者は極端な禁情生活、非人間生活を強いられて來た。學理の指示する最も適當な時期に於てその天眞の發露たる醇なる戀愛を、他動的或は自動的に極端に禁遏して來た反動として森かよ子のこの度の行の如きむしろ極めて自然である。私は社會に訴へたい。教育者の崇高性を認めるは善い。然し之を生きながらにして神佛に祭り上げてはならぬ。その人格を尊重すると共に又その人間性を葬つてはならぬ。

たゞ殘念に思ふことはかよ子がとつたその子供に對する所置である。その子供がどういふ因緣の子供であらうとも、一罎の牛乳と共に置き去りにするといふのは母として何たる無慈悲であつたらう。名譽ある教育者としての地位は惜むべきであつたらう。生活を保護する職業は大切なものであつたらう。けれどももうさうした身になつて、名譽や地位や金や、その樣な物が何であらう。一切を捨てゝどん底の生活をするとしても、愛の結晶たるその子供を育て上げて行かうとはなぜにしなかつたか。乞食でさへ子供を育てゝ行くではないか。最高の教育を施された才媛にして乞食だも敢へて爲ない樣な沒情的の行爲に出でたといふこと、私はそこに現代の教育の缺陷を認めざるを得ない。即ち是迄の教育はあまりに假空的な形式的な教育であつた。教育家はこの不祥事を目前にして教育その物に大改造を行うてほしい。もつと人間性に即した實際的の教養を施すことにして貰ひたい。人間性の根底は實に「性的生活」そのものである。そして是迄教育家が最も忽かにしてゐたことは「性」の教育である。教養を施すことを怠つてその過ちのみを責めることは、溝壑を穿つて人を追込む樣なものである。（九年十月十七日）

# 或女教師の捨兒事件に就て

與謝野晶子

最近に、女子高等師範學校の出身者であると云ふ一人の女教師の、生後五十日と經たない嬰兒を旅行先で遺棄した事件が、新聞の報道に由つて世人を驚かせました。

「女性同盟」の記者から、この事件に對する私の所感を求められたに就て、私は殆ど書かうと思ふ感想を持たないと申上げたいのです。私の纖弱な資性が、もともとかう云ふいたいたしい事件に就て語ることを好まないのみならず、このやうなる事件が、教育ある女子の上に起つたと云ふことは、男女交際の自由が許されず、愛の教育が施されず、加ふるに女子の結婚難が益々甚だしくなつて行く我國に於て、ともすれば婚期を過ぎつつある女子の間に踏みはづし易い危險であるのですから、社會協同生活の一員として、眞面目にこの事件に對する時、何人も、その當事者たる女教師を咎める前に、

さう云ふ社會狀態の中にある連帶の責任を感じない譯には參りません。私もまた其事を思つて、自分の痛い所に觸れるやうな羞恥と厭惡とを感じて、それに就て冷然たる態度で語る氣になれないのです。かう云ふ事件は他人の事として裁くべきもので無くて、自分の事、兄弟姉妹の事として、且つ愧ぢ、且つ弔ふべきことであると思ひます。愛とデリカシイとを缺いた人間が全然取扱つてはならない事件です。私達は或はこの事件を聞いて憫むでせう。併しその憫む心は私達自身をも含んだ我國の社會の缺陷を憫む心でなければなりません。私達はその女教師に對して一つの石をも投じ得る資格のある者では無いのです。私達は、その女教師を責めたり、その過失の噂をしたりする暇があるなら、その代りにこの事件を發生させた社會の缺陷を、どうしたら改めることが出來るかと云ふ問題に就て、それを私達の連帶責任として反省し考慮すべきであると思ひます。

　と云つて、それは社會協同生活の一員として私達の立場から考へることです。その事件の主人である女教師其人から考へるなら、率直と深刻とを伴つた自省が、その良心を開眼させて、自己の過失の重味を悔悟せずに居られない筈です。教育ある卅餘歳の女子が、遙かに年の下の、まだ思慮に乏しい十九歳の青年と情交を結ぶに到つたと云ふことは、自然の推移と云ふよりも、女子の方から進んで試みた誘惑の結果では無かつたでせうか。若しまた、この事件が性慾の盲動に自制を失つた所から出來したので無くて、それが兩者の純粹な戀愛關係であつたとするなら、どうしてその戀愛を貫徹することに卑怯であつたのですか。戀愛の前には、その戀愛を邪魔する何物をも踏みにじつてよい筈です。女教師である人がその位地と戀愛とを秤量して、位地の方に未練を持つたがために、戀愛の肉附けである結婚をも躊躇し、加ふるに、戀愛の結晶である最愛の嬰兒を、無教育な女子の間にも乏しい殘忍を敢てして、他人の家に遺棄するに到つては、言語道斷と云はねばなりません。その女教師と云ふ人が、戀愛の生活にも不眞面目であり、母としての愛の生活にも餘りに無思慮であつたと云ふことは、人間として何よりの大きな缺陷であると思ひます。この缺陷を罪惡として、女教師其人が自ら責めることは、人間性の回復として必要のあることです。私達が私達の立場からその缺陷に同情して、連帶の呵責と羞恥とを分擔するからと云つて、女教師其人は、自己の過失の悔悟に由る内心の苦痛を、少しでも輕減されるもので無からうと思ひます。

　私の感想はこれで盡きました。私は言ひたくないことを、大分に云ひ過ぎたと云ふ厭な氣分の中に、この筆を擱きます。（十月廿三日）

# 治安警察法第五條修正の運動（中）

市川房枝

## 請願と改正法律案

請願は政治上に關する希望を文書にして兩院に呈出するものであります。用紙や言葉等についての規程を守れば、日本臣民は誰れでも議員の手をへて呈出する事が出來ます。

呈出された請願書は請願委員會に廻はされ、その分科會で審議されます。其の時は最初に紹介した議員が、請願の主旨を述べ、それから政府委員の意見を聽取したり委員同志で討議して、採擇か參考送附か不採擇かの採決をします。分科會の決議は更に請願委員會にかけて再び審議される譯ですが、それは形式だけで分科會通りになります。

この結果は外の請願と一所に議會で報告されます。報告以外別の手續もある樣ですが、採擇になつても大ていはこのまゝでおしまひになり、直接の効果は何にもないと云つていゝやうな事です。

改正法律案は現行法の改正案を議院に提出するので、政府若くは議員（此場合は二十名以上の贊成者の署名がゐります）だけがその權利を持つて居ります。議員から提出するものの中には政黨を代表してするのと、議員個人でするのとあります。個人でするのでも政黨に屬してゐる人は幹部の承認を經なければならない事になつてゐるやうです。

提出の手續がすむと議事日程に加へられ其の日を議長から發表されます。本會議に上程の際は提出者が提案の理由を說明し、次いで對議に這入る次第ですが、即決否決にならなければ直に委員に附托されます。委員は所定の日に委員會を開き、政府委員の意見も聽取して修正するなり可決するなりしますが、延期する意味で所謂「握りつぶし」に委員會を開かずに終る事もあります。委員會の修正案は再び本會議に移され三讀會をへて採決される順序になりますが、委員會で可決されたものは、大抵可決するやうです。

衆議院でかうして可決されると、此度は貴族院に廻はされ、同じやうな手續きで審議されます。其の結果亦可決されたとなると貴族院議長から國務大臣を經由して奏上し、裁可されたる上は次の會期迄に法律として發布される順序になります。

請願と改正法律案は右に述べた樣にその手續に於ても、その結果に於ても非常な相違があります。改正法律案として提出を見るのは一寸面倒ですが、目的を達しやうと思ふなら是非共此方法をとらなければならなくなります。

## 改正法律案提出の運動

それで私共は請願書を提出すると直

に、改正法律案として議員から提出される樣に運動を初めました。

　それには先づ何よりも先に提出者を要する譯なので、改正法律案にする樣にとすゝめて下すつた富田幸次郎氏、鈴木富士彌氏等に御相談しました。さうして出來るなら各派の連合提出にしたいと思つて、政友會の松田源治氏、小久保喜七氏、根本正氏等を御訪づねして御願ひしてみました。三氏共問題には至極賛成の意を表され盡力しやうと仰有つて下さいましたが、提出者になる事は逃げられるので、聯合の計劃は成立ちさうもありませんでした。それなら憲政會の人だけだつてかまはないからと二三御願ひしてみましたが『それは幹部の承認を得なければならないので面倒故、いつそ今治警十七條の改正案を出す事になつてゐるから、それに五條を加へて貰ふ事にしたらどうか』と云ふ事でした。此時國民黨からは第五條も含んだ治警全體に亘る改正案が出ると發表されてゐたので、憲政會もさうなればそれでもいゝと考へ、治警委員の江木、齋藤、小山の諸氏を初め樋口氏等の諸氏に面會してそれを依賴しました。櫻井氏も令夫人が協會の賛成者である所から面會して盡力を賴みました。

　而し一方五條を、通過不可能とされてゐる十七條と一所にして置く事は、却つて容易なものを困難にしやしないかといふ心配が起つて來ました。それで別に五條だけの改正法律案も出したい、誰か承諾してくれる人はないかと物色しました。さうして其の主となる提出者を中立に求める事にし、先黑須氏に御願ひしてみました。氏は問題には大賛成で提出者の一人となる事は諾されましたが、自分は矢面になるのは冷笑されるからいやだといふ事でした。押川氏に行きましたら、『婦人が參政權を得ると國が亡びる、假令與へられても婦人側から辭退すべきものだ』と、云ふ御議論でしたので、秋田清氏へ行きました。同氏は『賛成だが自分は柄にないから、若し外から提出者が出るなら自分の黨からも誰かなりませう』と答へられ、こう云つた問題を主として盡力するのには兒玉右二氏がいゝと同氏を紹介して下さいました。兒玉氏は其の奧さんが始終議會を傍聽に來られると新聞で見、一度伺はうと思つてゐた時でしたから、すぐ同氏に面會して御願ひしました。同氏は直に心よく御引受け下すつて『とにかく政友會の方にもあたつて見て何とかしませう』と仰有つて下さいました。

### 第一回講演會開催

　此頃は普選熱が院の内外に著しく勃興して、演說會に議院訪問に盛なデモンストレーションが行はれて居りました。其間にあつて私共二三人のものは、不案內な議會の受付に行つて、はづかしい思ひや、きまりの惡さを我慢して居りましたが、御目にかゝる議員の方々は異口同音に『もつと多數で押寄せて來なければ

駄目だ、もつと院外の氣勢をあげなければ、議員の神經を刺激する事は出來ない」といひ〳〵されました。

院外に於ける氣勢をあげる爲めには兼ねてから演説會開催の計劃があつたので、兒玉氏が御引受け下すつた後すぐその準備にかゝりました。

治警五條を問題にして講演會を開くからは、明に政治を論ずるのでありますが、それは直に五條にふれる事になるので、新婦人協會第一回講演會なる名目の下に、二月二十一日午後一時から神田の靑年會館で開きました。

當日の演題及講演者は左の如くでありました。

開會の辭（新婦人協會と請願運動）　市川房枝
家庭婦人と政治　山田わか氏
三千萬と六千萬　大庭柯公氏
治安警察法第五條解禁請願の回顧　遠藤清子氏
婦人の政治的能力　大山郁夫氏
婦人參政權について　植原悅二郎氏
惡不平等より惡平等へ　黑須龍太郎氏

尚右の外奥むめお氏の英國に於ける婦人參政權運動がある筈でしたが、時間がなかつたので除きました。發表がおくれて開會前日になりましたが、傍聽者約五百名、些の野次も出ず極めて靜肅に終りました。錦町署からも開會前特に注意を受け、速記もとられましたが此方も事なくすみました。

## 議會解散！

此間に兒玉氏は政府に了解を求め、或は憲政會、政友會等の有志と話合つて提出の準備をしてゐて下さいました。今迄この問題について盡力して居て下すつた方々との會合も企てられました。私共は又憲政會及政友會の方々をも訪問して提出の際は自由問題とされる樣に、又その黨から十七條と一所になり或は別になり提出して下さる樣に賴みました。二十五日の朝には政友會の松田源二氏から、二十八日の本會議後二十四五名の有志が會合して五條改正案に就いての協議會を開くといふニユースを得ました。

ここまでこぎつけたからにはあともう一段の努力と思ひ、第二回講演會の計劃をいたしました。此度は男子を交へずに女子ばかりで、それも各婦人團體の有志の人々に願つて直接五條に關した事を取扱ふ樣にし、二十五日から二十六日にかけて方々を奔走し、五人迄承諾を得て二十六日の夜九時頃に事務所に歸りました。所が歸るや否や解散の號外を示され、萬事休焉といつた心持がしてがつかりしました。

## 前代議士招待會

三月十日の夜、二つの請願及改正法律案提出について御世話になつた前代議士——解散になつた以上はもう前代議士といはなければなりません——の方々を中央亭に御招きして、謝禮の意味の簡單な晩餐會を開きました。もう選擧準備の爲めに歸國された方もあつて全部

御出席していたゞかれませんでしたが、左の諸氏の臨席を得る事が出來ました。

富田幸次郎氏、荒川五郎氏、根本正氏、鈴木富士彌氏、櫻井兵五郎氏並に同夫人、兒玉右二氏夫人。

協會側からは

山田わか氏、塚本なか氏、奥むめお氏、平塚明氏、吉田淸子氏等

出席し、議會の問題に、はた婦人問題に歡談を盡して十時散會いたしました。

## 特別議會への對策

特別議會は開期が短日月で、國務の施行上緊急なもののみを議すると云ふのでありますから、今度だけは一回休むことに最初きめて居りました。

所が愈總選擧もすみ我黨の士が多數當選されたのを見ては、何となくぢつとして居られぬ氣持になりました。それに發表されて見れば會期も割合に長いし、五條は我々にとつては緊急なものなのですから請願も改正法律案の運動も行ふ事にとりきめました。それは六月の初めの事でありました。

## 請願書の提出

請願は一般のをとりまとめて居る時日がないので、役員十三名と外に前議會の際の殘部五百九十一名を加へ、それだけで提出する事にいたしました。

此度の紹介議員は政友會の高橋本吉氏が『紹介してやらう、さうして必ず採擇になる樣に盡力してやらう』と仰有つて下すつたので、同氏に御願ひし議會開會の初日の七月三十日に提出いたしました。外に同じ政友會の林毅陸氏、根本正氏、山口熊野氏、鳩山一郎氏も署名して下さいました。

條文は理由に少し訂正を加へた外、全部前議會同樣にいたしました。

## 請願の結果―採擇

これが請願委員會は七月十六日の午前十時から開會されましたが、豫定の如く滿場一致で採擇になりました。

速記錄を左に摘錄します。

○主査(岡順次君) 次ハ同日程第二十六、治安警察法第五條中改正ノ件、文書表第十四號紹介議員林毅陸君外四名

○高橋本吉君 只今ノ御審査ニナツテ居リマスル請願ノ紹介人ハ、林毅陸君、山口熊野君、鳩山一郎君、根本正君及ビ自分ノ五人デアリマスガ、私ガ代ツテ請願ノ趣旨ヲ御說明申シタイト思ヒマス、是ハ治安警察法ノ第五條第一項ニ「左ニ揭クル者ハ政治上ノ結社ニ加入スルコトヲ得ス」トナツテ居リマシテ 第五號ニ「女子」ト云フモノガアリマス、女子ハ左ニ揭グルモノ、中ノ一ニナツテ居リマス、第二項ニ於テ「女子及未成年者ハ公衆ヲ會同スル政談集會ニ會同シ若シクハ其ノ發起人タルコトヲ得ス」トアツテ、女子ハ未成年者ト同樣ノ取締リヲ受ケテ居ルノデアリマス、ソレニ對シマシテ時世ノ進步ノ上カラ此第五條第一項ノ五號「女子」並ニ第二項ノ中ノ「女子及」ト云フ字ヲ、削ツテ貰ヒタイト云フノガ、請願ノ要旨デアリマス(「採擇」ト呼ブ者アリ)今採擇ト云フ御聲ヲ聽イテ紹介人トシテハ非常ニ幸ニ存ジマスガ、尙ホ此請願ノ理由ヲ少シク盡サシテ戴キタイト思ヒマス、第一ハ婦人ガ政治結社ニ加入シ、及ビ政談集會ニ會同シ、若クハ其發起人トナルコトハ、社會上ノ正義ノ上カラ極メテ必要デアル、第二ニ婦人ニ政治的自由ヲ與ヘナイ、若クハ政治的活動

ノ自由ヲ與ヘナイト云フコトハ、文化ノ進步發展ノ上ニ健全デナイ、次ニ婦人ハ男子ト共ニ世界改造ノ大任務ヲ負ハナケレバナラヌ時ニ當リマシテハ、女子ヲシテ政治ノ事柄ニマデ徹底セシメナケレバナラヌ、第四ニ婦人ニ政治的知識ヲ與ヘルト云フコトニ對シテ、今迄ノ女ノ心得ト云フモノハ淑德ヲ解シテ、家庭ノ平和ノ維持者デアルト云フ考ヘデアツタガ、ソレハ昔ノ事ニナツテ、今日ニ於テハ家庭ニ於テ、政治ヲ理解スル妻ト母トデアルコトヲ要スル、殊ニ立憲政治ノ完全ナル發達ヲ望ムニ、其子供ヲ敎育スル母ガ、政治上ノ理解ヲ持ツテ居ルト云フコトハ必要デアル、是ハ御互ニ議員生活シテ居ル吾々ガ、民間ノ實際ニ接觸スルニ當リマシテ、如何ニシテ日本ノ立憲政治ノ發達ヲ圖ルベキカ、此目的ヲ達スルニハ、婦人ニ政治的知識ヲ與ヘル外ハナイト思フノデアリマス、故ニ此政治上ノ知識ヲ與ヘルト云フ事ガ、日本ノ婦人ノ淑德ノ一ニ算ヘナケレバナラヌト思フノデアリマス、次ニ第五ニハ世ノ中ノ進步ニ從ヒマシテ、婦人ガ不幸ニシテドウシテモ家庭生活以外ニ實際ノ生活、職業生活ヲシナケレバナラヌ者ガ殖エテ來タ、是等ノ人ガ自分等ノ幸福ヲ保護スル爲メニ、政治上ニ對スル一種ノ要求ヲ持ツテ居ル、政治上立法上ニ對スル權利ヲ婦人ニ與ヘルト云フ事ハ、一ツハ又世界的ニ考ヘテ、今日本ハ世界ニ向ツテ、人種的待遇ノ平等ヲ要求シテ居ル、是ハ大和民族ノ發展ノ上ニ、權利ノ上ニ必要ナルノミナラズ、東洋人ノ總テノ人間ノ爲メニ、代ツテ立ツテ行カナケレバナラヌ立場デアル、然ルニ婦人ヲ以テ男子ノ從屬者ノ如ク解釋スルト云フコトハ、大ナル間違デアル、世界的ニ日本ガ人種ノ平等ヲ叫ビ又東洋民族ノ爲メニモ、此婦人ノ地位ヲ向上セシムルト云フコトハ極メテ大切デアルト考ヘマス、此時ニ當ツテ、此治安警察法ノ改正ヲ要求スルノハ、洵ニ必要ナルコト、思フノデアリマス、故ニ玆ニ此請願ヲ吾々ガ紹介スル所以デアリマス、ドウカ滿場一致ノ御贊成ヲ得テ、採擇アランコトヲ希望致シマス

（「採擇」ト呼ブ者アリ）

○主査（岡順次君）　然ラバ此日程第二十六治安警察法第五條中改正ノ件ニ就テハ、御異議アリマセヌカラ採擇スルコトニ致シマス

貴族院の方は改正法律案の運動に忙殺されて提出の機會を失して仕舞ひ、申譯なく思つて居ります。

## 改正法律案提出の運動

特別議會でも運動するときめてから請願はほんのおつき合ひ位として、此方に主力を注ぎました。前議會では私共が全く議會の事に不案内であつた爲め、私共の方針といふものを立てる事が出來ないで、少なからず不面目な事をし焦慮しました。然し今度は多少其間の消息も判りましたし、私共の運動を理解し同情してゐて下さる代議士が當選されたので、提出だけの事は心配しなくてもよくなりました。『どういふ形で提出するのが目的を一日も早く達する事が出來るか』それが此度の私共の主要問題でした

一度議會を傍聽した方は誰れでもすぐお感じにならでせうが、現在の議會では事の善惡よりも黨派の感情で決せられる樣な有樣なのです。それで政友會の方から提出したものは憲政會ではあたまから反對してかゝるし、憲政會から提出したものは一も二もなく政友會で否決してしまふといふ樣になつて居ります。私共の方の五條修正の問題等は少しも黨派に關係した問題ではないのですが、矢張提出の方法によつてさうならしいのです。私共は五條ばかりでなく、

これから先き親族法や相續法の改正、母性保護法の制定等婦人に關する諸法制の改廢を議會の問題にしたいと思つて居るのですが、それ等迄が一々政黨的感情に支配されてゐてはとてもたまりません。

どうかして此の煩から逃れる方法はないかと考へました。さうして各黨派中の新思想家、私共の運動に理解と同情を持てゐて下さる方々に御願ひしやうといふ事にしました。それには幸協會の賛成者になつてゐて下さる人、五條贊成の理由を以て總選擧に推薦した人達が、各派に三四名づゝあります。其の方々に提出者若しくは贊成者になつて盡力していたゞけば、各派有志聯合提出といふ事になつて、私共の先づ理想通りに運べる事になります。

そこで早速其方針で事を運ぶ事にし、先政友會の松田源二氏を御訪づねして、御意見を伺ひました。氏は此度は特別議會だから準備位にして冬の議會でしつかりやる樣にしたらいゝだらうといふ御意見でした。林毅陸氏は『政府黨としては問題の多い事は喜ばないだらうが、あなた方としてはやつた方がいゝだらう、有志聯合提出の場合は提出者の一人になつてもいゝといふ事でした。高橋本吉氏は『此度はよした方がいゝ外の派の人と聯合は喜ばないだらう、斡旋するにしても老人連の贊成がなければ』と仰有いました。小久保喜七氏、鵜澤聰明氏は政府黨としては次の議會にしてほしいが、するなら提出者には位置上なれないが贊成者として盡力しやうとの事でした。根本氏は提出者にならうとの事でした。憲政會の鈴木富士彌氏、高木正年氏、國民黨の星島二郎氏、中立の永井柳太郎氏、中野正剛氏等何れも大贊成で提出者の御承諾を得る事が出來ました。

先づこゝ迄はいゝ工合にまゐりましたが此度は主となつて盡力して下さる方を見出さなければなりません。それは多數黨の關係から是非、政友會の方に御願ひしたいと思ひ、林氏小久保氏に御相談いたしました。『それは高橋本吉君が最も適任だから』と云ふ事でしたので再度同氏を御訪づねして御願ひ致しました。

同氏は『自分は婦人參政權の主張者であるから主となつて盡力する事は辭さないが、此度の議會では提出しても見込みがない。見込みがないものを引受けたのでは力が入らない、此度は請願だけにしてそれを一度採擇させておいて、次の議會で法律案の方をしたらどうか、次の議會なら自分の方でどうかしやうと思つてゐる』と云ふ御意見でした。又『提出するにしても他派の人達との聯合提出は六ケ敷しい、一體法律案提出の際は代議士會の承認をへなければならない事になつて居るが、絕對多數を占めて居る現在だから、いゝ事なら自分の派でやらうじやないかと云ふ意見が多いから、可決されまい』といふ事でした。これを聞いて私共は少からず失望しましたが、更

に氏の御考慮を願ふ事にしました。而し一兩日して幹部も同意見との事を伺ひ、林氏からも『幹部がさう云ふ意見なら提出者たる事は出來まい』との事で、最初の計劃は遂う放棄しなければならなくなりました。

政友會がさういふ態度であつて見ればたとへ提出しても不結果に終る事は目に見ゑてゐるから『一そ來議會は政友會から必ず提出すると云ふ證言をとつて此度は政友會の意見通りにしたがつたらどうか』といふ説が外の提出者から出たので、高橋氏鵜澤氏を訪づねてみましたが證言といふ所迄は行きませんでした。

それでは仕方がないから政友會からは賛成者だけにして提出して仕舞はうかとも考へましたが、それでは矢張政黨的感情の禍中に這入る事になるので、可成の讓歩ではありますが提出者を中立の方に願ひ、其他の方を賛成者に願ふ事に方針を變更しました。

## 提出者決定

中立派からの提出者として初めから御承諾を得てゐたのは、永井氏と秋田氏と中野氏の三人でしたが、永井氏は憲政會に入會される筈でありますし、秋田氏は賛成者にと云ふ事でしたから、此時は中野氏一人でありました。

然し中野氏は中立といふものゝ非政友派であるから、誰か政友系の中立者を加へた方が問題のためにいゝだらうと云ふ御意見が岩崎氏林氏から出ました。さうして松本君平氏と副島義臣氏を適任者として御紹介下さいました。松本君平氏は直に御承諾を得ましたが、副島氏は傍聽だけなら賛成だが結社は少し早やすぎると云ふ御意見だつたので、御願ひする事が出來ませんでした。永井柳太郎氏からは同氏のかはりとして御同窓の田淵豐吉氏を御紹介下さいました。同氏は『私は母に對して非常な感謝の念を持つて居ります、その意味から御婦人方のこういつた問題にも好意をもつてゐます——』といふので快く御承諾下さいました。尙押川方義氏は前の議會の際は反對意見をもつて居られましたが、此度は氏をとき落して、提出者の一人に御願ひしやうと、同氏を訪づねました。家庭と五條の關係について少し說く積りでまゐりましたのに、氏は一言の質問もなく言下に御承諾されました。私共は事の意外に少なからず驚かされましたが、僅か四ヶ月間に於ける同氏の思想の進步を非常に嬉しく思ひました。

（押川氏の此の態度の變化は此後しばらく私共の間で疑問にされて居りましたが、それは議會が開會される樣になつて始めてとけました。といふのは、議會が初まつてから私共は一週間ばかり毎日續けて傍聽に行きましたが、いつも隣に五十餘の洋裝の婦人が熱心に傍聽して居られました。私共はその熱心さに少からず感服して一日一寸言葉をかけて見ました。その話によると氏は神戸の貿易商の夫人で五人の御子樣の母樣でゐられるさうですが、此度の總選擧にあたつて郷里の松山から立候補された押川方

義氏のために夫君と二人で極力應援されたさうです。その結果押川氏は二百票も得られたら御馳走すると傲語した反對黨を見事に敗つて當選の榮を獲られました。この事以後押川氏は夫人を大に德とし、臨時議會が開かれるや再三電報で議會參觀をすゝめられたのださうです、それで夫人は四十年間初めて家を外にして上京したと語られました。私共は此の話をきいて押川氏が婦人參政權に對する態度の進歩の理由が初めて判りました。夫人は石原リヤウ氏で今は協會の熱心な正會員として應援してゐて下さいます)

これで提出者は以上中野、松本、田淵、押川の四氏に決定いたしました。こう書いて行くと、これは容易にまとまつた様ですが、色々な方面の方々に御願ひしただけ、一寸面倒な事もあつて四氏お互の御了解を得るのに可成心を使ひました。賛成者は前からの承諾者に、提出者として御承諾下すつた方がおなり下さる譯で、つまり此方に各派の方々を得られる事になりました。

## 中央亭の會合

曲りなりにも提出の障立は出來ました。そこで提出の事及今後の方法について協議をするために、六月二十九日の午後六時から中央亭で相談會を開きました。當日の出席者は

政友會……林毅陸氏、高橋本吉氏、根本正氏
憲政會——永井柳太郎氏、樋口秀雄氏
國民黨——星島二郎氏
中　立——中野正剛氏、松本君平氏、田淵豊吉氏

の諸氏で協會側からは

平塚明、市川房枝、坂本眞琴

が出席いたしました。

先松本君平氏起草の改正法律案の議案を可決し、憲政會國民黨中立とそれ〳〵案文に署名していたゞきました。

所が政友會の方は今日午前に代議士會があつて相談した所、賛成反對相半して容易に決定しなかつたので幹部一任といふ事になつたのださうです。それでそれが決定してからでなければ署名出來ないとの事でした。賛成者なら政友會の方もいゝと云ふ事であつたので、其の積りで進行させたのに、今になつてまたさういふ事になるとは……と少なからず憤らしい心持が生じましたが、それも仕方がありません。政友會では何でも十年前に出た普選案の際自由問題にした爲め、前議會で島田三郎氏に讀み上げられて少からず迷惑した爲め、他派から出る案に對しては賛成者でも容易に許可しないといふきびしい黨規が開會すぐ前に出來たといふのです。

然し折角こゝまで運んで來たのに、政友會内でも、列席の三氏の様に熱心な賛成者のあるのに、幹部の承認が得られないのは非常に殘念だから、何とか幹部を動かす方法はないかと列席の諸氏と御相談いたしました。さうして私共は今晩からすぐにも各幹部を訪問する事にし、代議士の諸氏からもそれ〳〵盡力していたゞく事にきめました。若しどうしても駄目の場合は已むを得ないからこのまゝ提出する事にし、國民黨は星島二郎氏に憲政會は樋口秀雄氏に中立は松本君平氏にそれ〳〵黨内の賛成者をまとめていたゞく事に御願ひし、午後十時頃散會いたしました。(未完)

# 代議士は婦人參政權を何と見るか

拜啓、秋冷の候益々御清榮の御事と存じ上げます。扨突然乍ら四十四議會の開會を眼前にして私共は機關雜誌「女性同盟」十一月號誌上にて代議士の方々の左の事項に對する御高見を發表いたし度いと存じますので、御多用中誠に恐れ入りますが、來る二十日迄に折返し御貴答を頂き度折入つて御願ひ申上げます。

一、女子の政談演說會に會同し、若くはその發起人たる自由を認めることの可否及その理由、又可とするも尙早の場合はその時期を到來せしめる方法手段。

二、女子の政治的結社に加入するの自由を認めることの可否及その理由、又可とするも尙早の場合はその時期を到來せしめる方法手段。

三、女子の參政權を認めることの可否及其理由、又可とするも尙早の場合はその時期を到來せしめる方法手段。

□　長田桃藏（政）

一、可、女子が現今政治に興味を有せざるは男子の如く自由に政談演說會に出席する機會の乏しきによると思ひます、それ故に會同は勿論、その發起人たることも少しも差支へないでせう。

二、可、前述の理由によりこれもいゝことです。

三、可、但し尙早。なんとなれば現在の女子に參政權を與へることは先づ女子の高等敎育を普及させて後の問題と考へます。ですから現在の高等女學校程度の學校以上に高等學校程度及大學を設立して少くとも、政治の如何なるものかを知つてゐる中心になる人々を造らなければなりません。

□　吉植庄一郞（政）

第一、無論可とす。時期尙早など彼是申すべき筋合のものにあらず。

第二、結社加入も前項に同じ。

第三、無論參政の義務を負擔する能力あるものに對し男女の區別を置かず參政の權利を認むるものなり。一般普選論者が男性のみに限定せる不徹底不論理は、一家一社會が男女協力の上に立つことを忘れたるによる。要するに權利と義務とは不可分の理據の上に。小生は固く此議を提擧せんとするもの也。

□　橫山勝太郞（憲）

拜復御尋の件左に御返事申上候。

一、可、寧ろ其必要ありと信ず。男子に此自由あるも男子の悉くが言論集會の自由を行使するものではない。女子と雖も同樣のことで、政治的の趣味と理解を有するものが關係する丈けのことゝ思ふから何等弊害なきのみならず女子を全然政治の範圍外に置くは寧ろ大なる不合理である。政治が男子の專有でなければならぬ理由はない。國家は人間の國家である。從て男女の國家であるとを肯定せねばならぬ。男子に政治的素養のなきものがあると同時に女子にも政治的理解のあるものがある。政治は性の區別に關係はない。

二、可、今日の政黨員中には思想も體質も女子以上弱い人が居る。政黨にも女子を容れて毫も差支はない。今日は其必要を感じて居ると思ふ。唯だ生業を有せざる女子が生活の爲めに結社に入るが如きは勿論反對である。それは男子でも不當のことである。

三、可、婦人參政權の世界の大勢上認むるを可なりと信ず。今日は寧ろ女子の政治共擔を必要とする。

□

春日俊文（憲）

第一、可。理由、男女を問はず國民が國政に參與するは當然の事なるも、政治的教育及訓錬の要あるを以て速かに開放するの是なるを信ず。

第二、可。理由、第一に同じ。

第三、尚早。理由、吾國の女性は未だ政治的教育普及し居らず。僅かに一部覺醒者なきに非ざるも、暫く第一第二の自由を認めて訓錬するの要あり。

□

原夫次郎（政）

拜復貴會愈々御盛大奉賀候。陳者御來示の趣左に御答申上候。

一、女子の政談演說會に會同し得ることを認むるを可とするも、其發企人たることの自由を認むること否なり。

二、女子の政治的結社に加入するの自由を認むること否なり。

三、女子の參政權を認むること否なり。

□

大口喜六（國）

一、人權を尊重する上より婦人の政談集會に加はり得ることは贊成なり。又當然のことと考ふ。

二、右と同一理由により、婦人の政治的結社に加盟し得ることも贊成なり。但し習慣上婦人は家庭の人たる上より時期尚早の感なきにあらざるも、最早斷行して差支なき時期に達せるものと考ふ。

三、（二）と同一理由により贊成なり。

□

井上剛一（憲）

左述卑見代御答非禮能勿咎

一、女子の政談演說に會同し若くは其發起人たる自由を認むるを可とす。

理由　政談論議の雄たる帝國議會に於て女子の傍聽を許して、更に其政發上何等危險を認めざる以上、治警第五條第一項第五號の禁例を嚴存するは不合理不徹底の極と信ず。故に余は速に右禁例の撤廢を望む者なり。

二、女子の政治的結社、及び加入の自由を認むるを可とす。

理由　前項の理由により自然の歸結なり

三、女子の參政權は時機尚早なりと認む。

理由　政談論議に會同及發起人又は結社加入の自由を認めながら本項に於て尚早を唱ふるは矛盾に似たるが如しと雖もさにあらず、余は第一、第二の自由を與へて一般的女子の政治智識を養ひて參政權獲得の前提とし、而して一面に於て女子教育の根本改造を行ひ、只管男子に倚るの舊態を打破し、獨立獨行能く男子に對應するの時期に到達して初て之れが賦與を爲すを妥當と信ず

□

井上敬之助（政）

拜復御照會の點左に概括御答申候。元來僕は良妻賢母主義なるを以て之れに矛盾撞着せざる範圍に於ての活動は認むるも、苟くも其主義に反するものは絕對に同意せざる者に御座候。右不取敢貴酬迄早々、

□

武內作平（憲）

三項とも人類の生存に必要なる事項にして特に女子に之れを制限する理由なし。現在の家族制度擁護の爲め反對する者あれども實行せば思ふ程の弊害なくして女子を向上せしむる事多大ならん。

□

市村貞造（政）

一、政談集會に會同せしむるは可也。

二、政治的結社に加入せしむるは尚早なり

三、參政權を附與する事も尚早なり。

右二、三の時期を促進せしむるには政治教育に依るを第一とす。而して參政權附與は先づ地方自治體の自治に參與せしめ、然る後一般の政治に參與せしむ可ものと考ふ。

□

西澤定吉（政）

未だ研究し居らざるに付意見發表し能はず

□ 奥村千太郎(庚)

帝國憲法第二十九條の精神を消極的に解釋致さゞる限り、一と二の貴問に關する治安警察法中の改正は時代の進運に伴ふ當然の歸結ならんと存候。第三問は將來その實現の日あるべきことを信じ候までにて、此の際強いてさる機運を促進するの必要を認め申さず、寧ろ今日の女子は後援的立ち場にありて、議會政治を腐敗せしめざるやう努力せらるゝことが現下の國情に適せるものと信じ候。右御答迄早々。

□ 星島二郎(國)

第一項の女子が政談演說會に會合したり又發起人たり得る程度の現行法改正は如何に遲れた人々でも最早認めぬ事はありますまい。四十四議會には必つと政府も賛成、議會も多數で通過しますよ。若しこれにさへ反對する人がありましたら、女性同盟でウンと時勢遲れめと油をとつて下さい。第一項が認められれば、第二項は自然必然可、としなければ論理が合はぬではありませんか。尙早論や否定論がありましたら、少し叱られてもドシ〳〵實行してる中に認められてまゐりますよ。斯くして結句婦人參政權を得るまでに進まねばウソです。それにはもつと婦人の教育と經濟上の獨立を計らねば駄目です。

□ 加藤久米四郞(政)

御答

一、女子が政談演說會に會同し又は其發起人たる事は素より自由にして、人類の共同生活の共礎たる正義公平の觀念に一致するものなり。乍併我國現時の社會組織に於ては尙早と斷ずるの外なし。由之觀出其時期を到來せしむる方法手段としては、

1、女子をして傳統的因襲より自覺せしむる事。

2、一般女子をして社會的生活の訓練を得しむる事。

3、女子をして經濟上の獨立を得しむる事。

4、女子教育を旺になす事。

二、政治的結社加入の自由も亦略前條同樣と信じ申候。

三、女子に參政權を與ふる事は最早問題にあらず、唯其の順序として一に列擧せし事項に注意する事を要するのみ。諸姉の御奮鬪に對し深甚の敬意を表し候

□ 林毅陸(政)

一、演說會に關する自由は認めて然るべし

二、結社に關する自由は強いて禁止するに及ばざるべし。

三、參政權は未だ實際問題とするの時機にも達し居らずと思ふ。(一)(二)すら問題とせられ居るの狀態なればなり。乍延引右御答まで。

□ 賴母木桂吉(憲)

一、二、三とも何れも賛成です。その理由は申すまでもなく女子の權利であります併し之れを即時實行することは考へ物で今少しく女子の政治的智識を發成する必要があると考へます。要するに時期の問題です。

□ 本田恒之(憲)

拜啓御問合相成候三問題共中々重大にして詳論するに非らざれば誤解を招く恐有之片紙に盡し兼候。小生過般來旅行中にて返信延引之段御高恕可被下候。

□ 吉木陽(政)

拜啓御答が遲れましてすみません。御尋ねの件左に

一、認めて差支なし。女子も政治的活動の能力あればなり。教育を盛にして、一般が之を是認する樣にするが肝要です

二、前同斷。

三、前同斷。

# 句四章

富本一枝

自然よ
おまへの力は　なんと強く
ゆつたりとしてゐるのか。

＊

肝心の大きな精神を忘れて了つて
寶石、美衣、隣人の過失を探しまはつてゐる
馬鹿な人達
あなたの探すものは
間違つてゐる。

＊

心が飢へてゐるのに、
飯菜で滿腹しやうとしてゐる。
心が渇へてゐるのに、
がぶがぶ水を飲んで先を急ぐ人々。

救ひたいが、救はれまゐ。

＊

美しい薔薇の莟
　匂つてみた
　唇をつけてみた
そつと花片にふれてみた
なでてみたくなつた
しづかにさはつてみた
美しい蕾は
はじらつたやうに
清淨そのもののやうに
かすかにゆれた
かすかに。

（千九百二十年十月）

# 花柳病と善種學的結婚制限法

社會部研究會　らいてう

## 一、條文修正の要旨

前號の「花柳病男子結婚制限法制定に關する請願運動」の中で一寸申上げて置きました通り、四十二、四十三の兩議會に提出いたしました請願の條文中に實行上不備な點のあるのを發見いたしましたので、社會部研究會で二三回部員が集つて協議を重ねました結果、本號所載の「花柳病者に對する結婚制限並に離婚請求に關する請願書」（五頁より七頁まで參照）の如く修正することになりました。修正の要旨とも言ふべきものは、法律上の結婚のみならず、事實上の結婚をも同樣に取締り得るやうにしたといふところにあります。一體我が國の現行民法は御承知の通り純粹な法律婚主義によつたもので、民法第百七十五條「婚姻ハ之ヲ戸籍吏ニ屆出ツルニ因リテ其效力ヲ生ス」といふ條文が示す如く只單に婚姻屆を出すといふ形式的の手續だけしさへすれば、事實上の關係如何に拘はらず、法律上では立派に婚姻が成立するのであります。かういふ風に事實關係と法律關係とが一致しないといふやうな不都合な形式主義の婚姻制度が行はれてゐる自然の結果として、我が國には法律婚のみあつて事實婚のない所謂「寫眞結婚」の如きものがあるかと思へば、又他方には事實婚のみあつて、法律婚のない所謂「内縁の夫婦」關係も寧ろ普通な狀態として今日可成りに多く存在して居ります。のみならずたとへ婚姻屆を提出し、法律上の夫婦關係を結ばうとする場合も、今日の風習として先づ事實上の結婚生活を開始し、然る後にするといふ順序でありますから、この種の内縁關係に或期間置かれてゐる夫婦も實際は少くありません。

ここに我國に於て花柳病者の結婚制限法を實施する上に特殊の困難が横はつて居ります。從つて又ここに實行案としての特殊な工夫が必要とされてゐるのであります。

ところが舊案は、條文を一讀すれば誰れでも氣付く通り、現行民法が規定した婚姻即ち法律婚の場合のみを取締るもので實際の場合は全然取締りを受けて居りませんから、この法律制定の目的は極く狹い範圍内に於てだけしか達せられないといふ恨みがありました。尤もこの點は舊案起草當時から氣付かない譯ではありませんでしたが、といつて理想案ではなく、今日の我が國に直に實施しやうといふ目的のもので

ある以上現行民法を全然無視して立案する譯にも行きませんし、且つこの種の法律は實施上の直接効果よりも一般世人に對する道徳的な又は教育的な間接効果を豫期するものであり、殊に上中流の今日形式のみを重んずる社會に於ては法律上の結婚が出來ないといふ丈でも確に打撃であるに相違ないといふやうなことで結局滿足しなければなりませんでした。

併し今度はこゝに今一段の工夫を加へ、現行民法の形式婚主義に抵觸しない範圍内で法律婚と同時に事實婚をも同様に取締るやうにしました。これで結婚制限法に對する最も有力な非難である法律で禁じ得るものは法律婚のみといふことがとにかく取除かれた譯です。修正の要旨は殆んどこの一點に盡きてゐると言つても差支ありませんが、なほ枝葉に亘つて言ふなら「花柳病男子の結婚制限法云々」を「花柳病者の結婚云々」と改めたことや、男子は花柳病患者にあらざる旨の健康診斷書を直接その相手方たる女子に提示することになつてゐたのを、市町村長に提示して結婚許可證を貰ふといふやうな間接方法にしたことや第五條、第六條や、わけても第九條で女子に對する男子の診斷書提示の請求權を認めたことや、第十一條及第十二條に於て、舊案の「結婚後夫が花柳病に罹れる場合云々」を「結婚後當事者の一方が云々」に改め「夫より花柳病を感染したる場合には妻は云々」を「當事者の一方が他の一方に花柳病を感染せしめたる云々」と改めたことなどは、現社會の實狀を無視し偶々提案者が婦人であるといふ事をもつて不公平なりと難ずる男子側の反感を多少緩和し得たものと信じます。

次に刑罰の種類や輕重に就いても多少の議論がありました。私共が參考とした外國の法令はいづれも可成り嚴罰で現にミシガン州法の如きは、重罪とし、五百弗以上千弗以下の罰金又は五年以下の禁獄となつて居りますが私共はまあ罰金刑に止めました。第七條の虚僞の診斷書を作成した醫師も無論處罰されるので、これは既に刑法第百六十條に規定されてあります。

第十一條及第十二條は舊案では同じ結婚制限法の中に入れてありましたが、併しこれは言ふまでもなく離婚請求權の要求であり、殊に民法婚姻法の離婚の規定中の第八百十三條「夫婦ノ一方ハ左ノ場合ニ限リ離婚ノ訴ヲ提起スルコトヲ得」に一項として加へれば至極簡單にいくわけですし、その上第一條より第十條までは實行を見るまでにはなほ或る時を要するでありませうが、この方は今日既にあまり反對のないことですから、却て別にして取扱ふ方が便宜であらうと考へたからです。

この修正案は、提案の趣旨に贊成され、舊案に對し御懇切な御批評を下さつた穂積重遠博士や大澤謙二博士に負ふと

ころが少くありませんでした。ここに記して感謝の意を表します。今度の修正案もなほ考へねばならぬ點が少くないことでありませう、私共は更に識者の御教示を得て漸次に完全なものにして行きたいと思つて居ます。

## 二、今期議會と花柳病取締案

さてこの案は、四十四議會へ請願として提出する一方内務省衛生局保健調査會が目下花柳病豫防法案の起草中でありますから、その一部として採用して貰ふため建議書として近日提出する考へです。この保健調査會の花柳病豫防法案は其後どの邊まで審議が進捗してゐるか、又その内容はどんなものか、詳細を知ることは出來ませんが、或は今期議會に提出の運びになるのかも分りません。なほ四十一議會に「花柳病に罹れる男子の取締」を請願された明治醫會の田代義德博士等は今期議會には更に建議案として提出し大に運動されるさうですから私共は今から意を強くして居ります。又今新聞を見ますと、十一月四日に私立衛生會で開かれた大日本醫學會總會へ滋賀縣から花柳病男子の取締案が提出されたさうで、この案が總會に於てどう取扱はれるかは未定ですが、私共はかういふ提案が醫者側から出ることは、提案者が婦人であるといふ只それ丈のことから、ともすれば惹き起される男子側の反感や誤解を防ぐ上にも非常によろこばしいことだと思ひます。この上は直接婦人や子供に關係あるこの問題を男子の醫者にのみ一任せず多數の女醫を網羅する日本女醫會あたりがこの際奮起されることを私共は望まずにはゐられません。

## 三、歐米に於ける善種學的立法としての花柳病者の結婚制限法

かういふ風で我國では今日花柳病男子の結婚禁止が漸く問題となりかけて來たやうな有樣ですが歐米諸國では善種學の研究の進捗とその應用法の發達に伴ひ、人種改良策として隔離法、絶産法など種々な方法が行はれて居りますが、傳染病者、遺傳病者、精神病者、大酒家等に對する結婚制限法の制定もこの中の一方法として既に實施されてゐるところも少くありません、そしてその多くは花柳病をも加へて居ります。參考のため左に米國諸州、獨逸、ノルウエー、メキシコ等の花柳病者の結婚に關する現行法令を載錄いたします。

(頁數超過のため、各國の法律條文は次號に廻すことにいたしました。)

## 四、花柳病者の結婚制限に對する非難と我協會案に對する特殊の非難に就いて

以上の如く花柳病者の結婚禁止法は既にいくつかの國に行はれては居りますが、併しこれに對する非難もまだ今日全くないといふ譯ではありません。例へば結婚は個人の自由で

あるのに、それを制限するのはよろしくないとか、法律で禁止し得るものは法律婚だけであるから、實際は効果のないものであるとか、却て風俗を亂し、私生兒の數を增加することになりはしないかとか、人口減少の虞はあるまいかとか、なほ其他にも色々の反對論が存在してゐるやうですが、いづれも直に反證し得る程度の無力なものでありますから、紙數に制限のあることとて省くこととし、今は、我協會案に對する特殊の非難丈を取立てゝ論議するに止めます。

前號で申ました通り、この提案に對する世間――否男子側の不平の聲は可成り大きかつたのでしたが、結局次の三點以上のものではありませんでした。

(一)、結婚の禁止を特に花柳病のみに限つたことに就いての非難。

(二)、男子のみに限つたことに就いての非難。

(三)、この提案と私が主張し且つ實行してゐる戀愛結婚との關係に就いての非難。

そして與謝野晶子さんへの中央公論春季特號に掲載した私の答辯は偶々この三點を具備したものですから、その要點を左に掲げて直にその中の一點若しくは二點に關する他の反對者への答へとします。

[一]第一の非難に對して

「善種學的見地から、結婚を制限すべきものに、花柳病の外、癩病結核、癲癇、白痴、其他の精神病、神經衰弱、遲酒等のあることは今改めて云ふ必要がありません。併し私は國家が法律をもつて是等の者の結婚を制限するといふことは元來の理論上からは（若しくは理想の上からは）寧ろ大なる反對論者なのであります。それ故私共は花柳病に對して何も好んでそれが理論上正しいからとか、歐米に於て行はれてゐるからとかいふやうなそんな單純な理由からこの法律制定を望むものではなく、今日我國に於ける花柳病の蔓延が社會に與へてゐる害毒が、更に言へば結婚によつて現に我國の婦人と種族とが蒙りつゝある花柳病の害毒が敢てかゝる法律を要求することによつて一般の注意を喚起する必要を痛切に私共に感ぜしめるほどそれほど激しいことに起因するのでありますから、誰れが求めてそれほどの實際的必要に現在迫られてもゐない他の遺傳病や傳染病に對してまでも同時に煩鎖にして不快なる法律的干渉を結婚の上にすることを望みませうや。例へば評者が擧げられた癩病の如きは一般から最も嫌惡されてゐる疾病のやうではありますが、その社會的害毒に至つては、今日、花柳病の如くさう戰慄すべき狀態にあるものではありません。數に於て比較にならぬほど少ない上に、この病氣に對する世人の深き憎惡は該病患者並に該病患者ある家族との結婚を忌避し彼等を隔離狀態に置きますから、今更法律の力をかりるまでもなくその撲滅の日は自然と近づきつゝあるのであります。然るに癩病よりも事實に於ては更に恐ろしい花柳病に對する一般人の態度は案外平氣であり、無自覺であつて、花柳病――殊に淋病の如きは――一人前の男子の當然有つところの疾病であるかの如く考へてゐる者さへある位です。かういふ狀態ですから一層取り立てゝ問題とする必要があるではありませんか。

なほこの外の理由として花柳病の害毒は婦人の立場から見て他の遺傳病や傳染病によつて受ける單なる肉體的苦痛の外に夫の過去並に現在の性的生活に對する種々な疑惑となつて、夫婦生活の根底を脅かすところから、精神的にも苦しまなければならないといふこと

や、この病氣の性質上男子に對する一種の制裁といふやうな道德的意義をも合せて含むものだからといふことなども附け加へて置きませう。」

## □第二の非難に對して

「これに對する御答へは請願書の中に列記した五つの理由で十分だと思ひますから、こゝでは次の一言を申上げて置きます。評者は花柳病患者は未婚男女の何れにも伏在するといふ只それ丈の理由で男女共に診斷書を必要とすると言はれますが、これも私から見れば第一の非難と同樣の單純な抽象的な議論で、今も述べた如く、私共のこの請願そのものが本來理論の上の要求から來たものでなく、今日目前の實際上の必要に基くものだといふことに對する理解を缺くところから來てゐるものだと思ひます。私共は未婚男子の中に花柳病者が伏在するから診斷書を要求するのではなく未婚男子中に伏在する花柳病患者の數があまりに多數で、その及ぼすところの害毒があまりに甚しく、とてもそのまゝに打捨てゝ置かれないほどの現狀だから要求するのです。ですから未婚女子中にも亦同病患者が伏在するといふ只それ丈の事實はこの場合議論になりません。」

序に附言いたしますが、内務省衛生局保健調査會の報告によりますと、大正元年より同四年迄に全國一一三四ヶ所の公私立病院が取扱つた花柳病患者總數三三、六〇五五人。内男子二三、七二二三名、女子九、八八三六名。これを性及年齡の點から見ると、

| | | 十五歳未滿 | 二十歳未滿 | 二十五歳未滿 | 三十歳未滿 | 四十歳未滿 | 五十歳未滿 | 五十歳以上 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 黴毒 | 男 | 四六二六 | 七四四五 | 二、三三七一 | 二、二七九六 | 二、一九二八 | 一、〇四五三 | 五一一八 | 九、五七三七 |
| | 女 | 三六七二 | 六五四八 | 一、一四四四 | 八九五二 | 七四五一 | 三二八二 | 一九五二 | 四、三三〇一 |
| 軟性下疳 | 男 | 七八 | 四七六三 | 一、四七四四 | 一、一四〇二 | 七一三九 | 二二三六 | 七〇一 | 四、一〇六三 |
| | 女 | 一二四 | 二九八四 | 五〇一六 | 三一六八 | 一五七〇 | 四八二 | 一一〇 | 一、三四五四 |
| 淋病 | 男 | 五八七 | 八一六八 | 二、七六二一 | 二、七八三一 | 二、三七二一 | 九二一八 | 三、二七七 | 一〇、〇四二三 |
| | 女 | 一〇九三 | 六二〇四 | 一、三〇〇〇 | 一、〇八五四 | 七五九九 | 二六三三 | 六八九 | 四、二〇八一 |

一般患者千に對する花柳病患者比例は、

| | | 十五歳未滿 | 二十歳未滿 | 二十五歳未滿 | 三十歳未滿 | 四十歳未滿 | 五十歳未滿 | 五十歳以上 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 黴毒 | 男 | 一、二五 | 二、〇一 | 六三三 | 六、一六 | 五、九二 | 二、八二 | 一、三八 | 二五、八六 |
| | 女 | 一、三三 | 二、三八 | 四、一六 | 三、二五 | 二、七一 | 一、一九 | 〇、七一 | 一五、七三 |
| 軟性下疳 | 男 | 〇、〇二 | 一、二九 | 三、九八 | 三、〇八 | 一、九三 | 〇、六〇 | 〇、一七 | 一一、〇九 |
| | 女 | 〇、〇五 | 一、〇八 | 一、八二 | 一、一五 | 〇、五七 | 〇、一八 | 〇、〇四 | 四、八六 |
| 淋病 | 男 | 〇、一六 | 二、二一 | 七、四六 | 七、五一 | 六、四一 | 二、四九 | 〇、八九 | 二七、一三 |
| | 女 | 〇、四〇 | 二、二五 | 四、二五 | 四、七二 | 三、九四 | 〇、九六 | 〇、二六 | 一五、二八 |

となつて居ります。

私共がこの男女及年齡別の表を見てまづ不思議の感に打たれずにはゐられないのは、十五歲以上は悉く男子有病者の數は女子のそれよりも遙に多數であるのに、只十五歲未滿に

限り全然正反對の現象を示して居ることであります。そしてこゝに私共は家庭傳染の戰慄すべき事實を發見します。即ち小兒の花柳病は言ふまでもなく家庭に於て主としてその父母から傳染するものでありますが、特に女兒に多いのは、女兒の生殖器は男兒の如くその構造上保護されてゐない爲め容易に病毒に犯されるのだそうで、有病者である父親が先づ第一に入りその同じ風呂に後から女兒達がはいるといふやうな日本の家庭に有りがちな機會から父親の病毒を受けて發病するやうな場合も少からずあるそうです。それ故家庭にもし病毒を輸入しないやうになりさへすれば花柳病婦人の數は更に〳〵減少し、該病男女間の數の相違は一層甚しくなることでありませう。

### □第三の非難に對して

「私が戀愛結婚の主張者であり、實行者であることは今更言ふまでもありません。併しいかに自分の理想に、自分の主張に熱心な私でも、多少とも現實に向つて眼を開いてゐる限り、現在最も一般に行はれつゝある結婚は矢張り在來の因襲結婚であるといふ事實を遺憾ながら否定する譯には行きません。(中略)そこで私が評者に御訊ねしなければならないことは今日一般に行はれてゐる結婚は矢張り在來の因習結婚だといふ事實を只事實として有體に認めてゐるといふことが、どうして因習的結婚を許容したことであり、戀愛結婚の主張に反することであるかといふことです。

只事實と事實とで承認したことは、言ふまでもなくそれを「いゝ」と言つたのでも「わるい」と言つたのでもありません。即ち理想の立場から否定したのでも、肯定したのでもないのです。

併し私がこの事實を認めたことは、評者が考へられる如く戀愛結婚の主張を放棄したのでないどころか更に一層これを高調し、力説することの必要を痛切に感ぜしめる間接の理由になつてゐるのです。何故なら今日かくも多くの家庭婦人が夫の花柳病に感染して苦しんでゐるのは、そしてその害毒が今や私共をして多數婦人に代つてこんな忌はしい請願を敢てしてまでも一般社會の反省を求めねばならぬほどの嘆かはしい狀態になつてゐるのは勿論今日一般に行はれつゝある因習結婚を通じてのことであり、更に少し誇張して言ふなら、因習結婚そのものゝためだとも言へるのですから、若し一般婦人が私共少數婦人の如く戀愛結婚を實行し得るやうな時代が來るなら、その時にはもう此んな法律の制定を要求する必要も理由も何處にも見出されないでせう。併し我々の理想通りに、さうすぐには戀愛結婚の時代が來ないのが實際社會の狀態なのですから、そこに種々な厄介な問題がその過程として生じて來る譯なのです。

それ故私共は今日の悲慘な狀態に對する一つの對應策として否應急手段として「花柳病男子の結婚制限」の如き直接法に訴へると同時に、これをもつて滿足せず、他方に於て、益々「戀愛及結婚の正しき思想の宣傳」の如き間接なそして根本的な方法を通じてこの問題の解決に當らうとするので兩者の間に不離な互助的關係こそあれ、氏が言はれるやうな矛盾も不調和も存在する道理がありません。(中略)さて以上は戀愛結婚の主張と花柳病男子の結婚制限に關する協會の提案との關係を述べたのでありますが、私は更に進んで、私が主張するところの戀愛結婚の內容と花柳病男子の結婚禁止との間には實際に當つて何等抵觸するところのないことを證明しやうと思ひます。

戀愛結婚の時代さへ來れば、法律をもつて特にかゝる制限を結婚に加へる必要も理由もないであらうといふことは私の既に言つたところです。そしてその意味は眞の戀愛の成立してゐる間柄であるならば、法律の制裁を待つまでもなく自發的に、言ひ換へれば戀人に對する彼自身の愛の力によつて、戀人と更にその間に生れるかも知

れない子供の一生を不幸にするやうな結婚は思ひ止るに相違ないといふことです。ここに眞の戀愛の發動を見ることが出來ると私は思ひます。(中略)況して花柳病は不治の病ではないのですから、結婚をしないといつても何も生涯に亘つてといふやうな絶對的の意味のものでなく、言はば一時結婚を中止するといふまでのことで、全治をまつて結婚すればいゝのですから、多くの場合之れは彼等の戀愛を殺すどころではなく寧ろ眞の意味で生かし且つ完成するためになります。(中略)

「戀愛は言ふまでもなく個人の自由です。併し私は同時に言ふまでもなくその自由にも亦制限のあることを認めるものです。いかに戀愛は自由だからと言つて、或は「戀愛は高く遙に政治や法律や科學や、論理の彼方にある」からと言つて、他の個人を――子供を害し、社會を、種族を傷ける權利はない筈です。今こゝで戀愛に就いて多く言ふ暇を有ちませんが、一言で盡せば戀愛又は結婚の自由若しくは權利は、個人の幸福と種族(社會)の利益の一致の上に、個人の權利と種族(社會)に對する個人の義務との一致の上に認めらるべきものだと私は思つて居ます。
して見れば戀愛が花柳病によつて多少制限を受ける位のことは當然ではないでせうか……」

## 五、婦人拒婚同盟に就いて

と言つて私共は花柳病者の結婚を只々法律の力のみによつて禁止し得られるものと考へる者ではありません。寧ろ私共は斯ういふ忌はしい法律のこの社會に無用の贅物となるまでに各個人の――わけても種族への奉仕者である婦人の自覺することを切望するもので、我が協會は兼ねてから花柳病男子に對する婦人の拒婚同盟を作ることを計畫してゐたのでしたが、創立以來引續き多忙で、今日までその運びに至らなかつたのを、今度いよ／＼着手することに決し、十月廿三日の社會研究部會に於て、その組織、事業等を協議し、規約草案を作りました。具體的なことはいづれ次號あたりで發表することになるであらうと思ひますが、今後は結婚制限法の要求と同時に、他方この同盟で花柳病に關する知識の普及や性の教育、戀愛結婚、種族奉仕の意義等を講演會により、又は家庭、學校、工場及び通行人に對するパンフレツトやビラの配布等により宣傳に專ら努める筈です。

なほ花柳病の問題は賣淫問題と同じく只單に個人の衛生思想の皆無や、性に關する無智や、道徳的良心の痲痺等と同時に、現在の社會制度特に經濟制度の欠陥から來た一般男子の結婚難といふことも無視することの出來ない問題で、ここでも矢張私共は社會制度の改造といふ根本問題に出逢はずにはゐられません。(了)

### 新刊紹介

**新時代の婦人**(田子一民氏著)

著者が歐米諸國の視察より歸りて我婦人界に寄したる書、就中我國現下の婦人の社會的地位や外國の婦人運動の狀況に關しては人々を啓發せしむるもの多く、隨所に婦人問題に理解ある氏の理解ある感想を見る事が出來る。(定價貳圓 東京神田神保町白水社發行)

## 第二回全國小學校女教員大會

十月十九日から五日間帝國教育會で第二回全國小學校女教員大會が開かれた。出席者は臺灣、北海道からなどの遠來者を交ぜて二百六十九名、左の議案の協議をした。

文部省諮問案

處女會ノ指導上小學校女教員ノ特ニ盡力スベキ事項並ニ其ノ方法

協議題

(一)全國女教員會ヲ組織スルノ可否及可ナリトセバ、ソノ組織方法如何(帝國教育會提出)

(二)女子ヲ小學校長及府縣視學ニ任用スベキ例ヲ開カレンコトヲ其筋ニ建議シテハ如何(帝國教育會提出)

(三)有夫女教師ガ主婦トシテノ任務ト女教師トシテノ任務ヲ如何ニ調和セシムベキカ(横濱市女教員會提出)

(四)女子ニ社會奉仕ノ念ヲ一層深カラシムル爲メ小學校ノ教育上特ニ注意スベキ點如何(帝國教育會提出)

(五)小學校女教員産前産後ノ休養ハ凡ソ何週間ヲ適當トスベキカ且コレガ實行方法如何(帝國教育會提出)

(六)有夫ノ公立學校女子正教員在職滿十五年以上ニシテ死亡シタル時在職年數ニ應ジ一時扶助金ヲ其ノ遺族ニ支給セラル、樣取計ハレンコトヲ其筋ヘ建議スル件(金澤市教育會提出)

(七)家事科教授ヲ今一層有効ナラシムル方法如何(帝國教育會提出)

これ等の問題は何れも委員附托になり、第一議案だけは讀會を省畧して委員會の調査案通り可決し、具體的の組織は帝國教育會に委任することになつた。問題は兼て教育部に於て調査し其の意見を創刊號に掲載したのであるが、愈々出來上つたものは我等の主張も相距る事遠く少からず失望させられた。今試みに其の調査案なるものを次に掲げて見る。

### 第一號議案　調査報告

第一號議案　全國女教員會を組織するの可否及可なりとせば其組織及方法如何

一、修正案左の通り修正可決す

第一號議案　全國小學校女教員會を組織するの可否及可なりとせば其の組織方法如何

右調査報告

全國小學校女教員會を組織するを可とす其の理由左の如し

1、小學校女教員持殊の諸問題解決上の必要

2、小學校女教員數の增加による共力團結の必要

3、女子教育改善上の必要

4、教育諸問題研究調査の必要

5、小學校女教員の能率昂進上の必要

6、處女及一般婦人指導上の必要

二、會の組織

1、目的　小學校女教員の自覺を促し地位の向上を圖り教育上の研究調査をなし其の能率を昂進するを以て目的とす。

2、名稱　本會を全國小學校女教員會と稱す。

3、事務所　本會の事務所は帝國教育會內に置くものとす。

4、事業　會議の開催(總會は毎年一回東京に開催す)會誌の發行(會員に頒つ)圖書の出版刊行、講演會講習會の開催、教育の視察、婦人問題の研究指導、其他本會の目的を達するに必要なる事項。

5、會員　小學校女教員、小學校女教員團體。

6、役員　會長帝國教育會長を推薦す。

副會長　貳名　會員中より互選す。

幹事　拾名　會員中より互選す。

顧問若干名　會長より委囑するものとす。

評議員　五拾名　會員中より互選す

任期　副會長、幹事、評議員の任期は二ケ年とし重任することを得。

7、會費、會費は團體と個人とを問はず一名につき壹ヶ年壹圓を納入するものとす。

但し各女教員會に屬する會員は之を各一會員と見做す。

附記　組織の細目は追て之を定む。

三、方法

1、第二回全國小學校女教員會に出席したる各會員が各自の地方女教員及び女教員團體に向つて本會の設立を報告し、其の本會入會を極力勸誘し併せて各地方女教員團體を組織することに盡力すること。

2、帝國教育會より各地方當局學校女教員團體等に照會して本會の設立を報告し、其の所屬女教員若くは女教員團體の本會に對する入會勸誘並に其の地方女教員團體の組織に盡力せられんことを委囑すること。

3、其の他本會の設立を宣傳するに必要なる手段をとること。

私はこの議案が説明される際も亦この調査案が可決された場合も傍聽してゐたし、委員會に於ける模樣も委員の一人からきいたのであるが、それ等の總てから推して女教員諸氏の大部分はまだこれを要求してゐないで、やつと地方女教員會の必要を感じ初めた位ではないだらうかと云ふ感を深くした。したがつてあゝいつた原案が枝葉の二三の質問があつただけで、何の討議もせずに可決された事も無理もないとは思つたが、一方この現状に對しては少からず遺憾を感じさせられた。

この問題に對しての女教員の態度は他の問題に於いても隨所に見られた。廣い社會も見ず、遠い未來も考へず、只目前に迫つた小さな事のみが、しかも教育といふ型にはめられて論ぜられた傾があつた樣に思はれた。第三號議案である有夫女教員の問題の所で家庭と學校との力の入れ歩合として五分五分か四分六かが可成な問題となつた等はそのいゝ例である。

而し思つた事を遠慮なくどし〳〵云ふ事新らしい書籍も相應に讀んでゐるらしい事音吐朗々として雄辯者が多い事等はむしろ意想外で、婦人ばかりの會合としては他に其の類例を見ないであらう。

職業婦人として其の智識の程度から、其仕事の性質から、其の待遇から、其數から見て女教員の將來は最も嘱望さるべきものである。

それかあらぬか大會の開會中、各團體は爭ふてこれが招待會を催し（十九日國民新聞社、二十日國民教育奬勵會、二十一日處女會中央部、二十二日新婦人協會教育部、二十三日櫻蔭會及兒童研究會、二十四日希望社、其他美裝俱樂部、婦人修養大會も招じ、婦人問題講演會もこれを機として行はれた）其の勞を慰め連絡をとる事につとめた。

切に女教員諸氏の奮起を望んでやまない。

## 第二回婦人會關西聯合大會

昨秋第一回の大會を開いて關西婦人界に少なからぬ刺戟を與へた大阪朝日主催關西婦人會聯合大會は十月二十五日第二回の會合を開いた。同日午前大會に先ち同社樓上大廣間に於て開かれた代表者會には、關西各婦人會代表者百五名出席、婦人矯風會大阪支部長林歌子氏を座長に推し左に掲げる各婦人團體提出の議案十六件を討議した。

△岡山婦人聯合會提議

一、生活改善の根本條件として男女の貞操を純潔ならしめるため廢娼の氣風を盛ならしむること。

一、次代に於ける國民の心身の健全を圖るため酒毒の大なる事を宣傳すること。

一、衛生風儀上服裝の改良に留意し、特に肌着の（上下）改良を圖ること。

△大阪府東成郡平野貞淑會提議

一、婦人の衛生思想を涵養する事の急務、

大阪府北河內郡大和田村婦女會提議

一、結婚制度の改善。

（イ）因襲的結婚を廢し相互の理解を得て行ふ事。

（ロ）調度の制を改むること。

（ハ）家族扶養の義務を怠らぬ範圍に於て別居を履行する事。

（ニ）別居に對しては勿論經濟の獨立を計

る事。

但し婦人の經濟的に活動することを望む。

二、男尊女卑の習慣を打破すること。

△京都府園部婦人會提議

一、婦人の仕事を主婦の仕事と下女の仕事と分類しては如何。

(イ)下女の仕事は經濟上便利上、各市町村適宜に共同炊事場、簡易洗濯所、幼兒預り所等を設置して之れにゆづる。

(ロ)從來婦人は讀書の暇少なきを嘆じつゝありしが前述により寸暇を得て以て讀書し修養して婦人の能力を及職に在る婦人はその職務上の能率を增進する策を講じたし。

△吳市婦人聯合會提議

一、一般婦人の精神修發を徹底せしむる方法如何。

(イ)大會は都市に止めず一般地方に及ぼし、各階級を問はずあらゆる婦人を網羅すること。

(ロ)老若に拘らず婦人は每日都合を見計ひ、多少の時間を作出し以て各自の嗜好により向上を圖る事。

(ハ)有益なる各種講演會に對しては勉めて時間を作り之に出席すること。

二、輕佻浮華及奢侈の慾念を矯正せしむる方法如何。

(イ)友誼を厚ふし相互に助け合ふ

(ロ)質素勸勉を旨とする前項を實行する爲には、飽迄萬難を排し名實を伴はしむ可く努力する事。

三、地方婦人の品性智識を發達向上せしむる方法如何。

△廣島婦人聯合會提議

一、聯合婦人會と所屬各婦人會との聯絡を一層密にする方法。

二、聯合婦人會經費支出方法。

三、各地聯合婦人會の施設事業を承りたし

△鳥取縣婦人會報告

聯合大會開催の狀況と申合せの件。

△舞鶴婦人會提議

一、現行法律を速に男女同等の恩惠に浴し得る法律に改正せられん事を要求するの件。

一、治安警察法第五條、民第八百十三條。

△婦人矯風會大阪支部提議

一、地方婦人の讀書力養成の方法。

一、宇宙を我家として人類を同胞として人となる道。

二、夫の好伴侶として精神に肉體に苦樂を分つ要たるの道。

三、慈愛深き母として國家の後繼者たる子女を敎養するの道。

△大阪女子體育硏究會提議

一、體育上より見たる女兒の服裝。

一、大阪市內各婦人會が提携したき事(其方法)

△御影申陽婦人會提議

一、衣食住の改良について日常生活上直に實行に着手し得べき手近き改良は何か。

二、中學校高等女學校入學試驗準備敎授の弊害を改善すべき必要上、先づ家庭の覺醒すべき點。

三、普通敎育程度の兒童の爲め家庭より學校に要求すべき件。

△神戶婦人聯合會提議

一、液體の外桝目に依らず總て斤量に依る事(第一回近畿婦人大會協議會決議)食料品及び家庭の日用品は成るべく斤量に依ることゝ修正、

一、婦人向上の標語を定むる事(標語は自信、實行、共同(同上)

一、禁酒を實行せしむる方法如何。

一、婦人の向上を圖る一手段として婦人の出入する場所例へば髮結床又は浴場の如き場所を利用すること(同上)

一、人種差別及階級的觀念を去り、眞の友情を表す事。

△京都基督敎婦人會提議

一、家庭と宗敎、如何にして家庭に於て眞の神をその子女に幼少よりして敎ふべきや。

△明治婦人會提議

一、婦人の革新運動を健全に指導すべき機關雜誌を發行する事。

△京都市敎育會女子部提議

一、民法上の婦人の地位に就ての硏究。

大會は中之島公會堂に於て零時十五分より同社婦人記者恩田和子氏の開會の辭によつて左の順序書の如く開かれた。會するもの五千、婦人のみの斯かる大會合は東京に於ても到底見ることが出來ない盛況であつた。只惜しいことは代表者會に於ても大會に於ても辯論討議の上の花々しさに終つて決議なく、更に決議を實行に移す機關なきことであつた。關西婦人界の今後の活動に多大の期待を有つ私共はこの點に一段の工夫あらんことを望まざるを得ない。(Ｈ)

### 大會順序

一開會の辭　大阪朝日婦人記者　恩田和子氏
一挨拶　同編輯局長　高原操氏
一關西各婦人會狀況報告　恩田和子氏
一代表者會報告　代表者總代　林歌子氏
一全員の五分間演說
　婦人と國際的觀念　古屋登代子氏
　禁酒について　平野イネ子氏
　婦人革新運動を成功せしむるについての決心　織田やす子氏
　排日問題に就いて　望月れい子氏
一愛國心の進化　杉森孝次郎氏
一新しき建設のために　千葉安良氏
一眞の美しき生活　本野精吾氏
一ピアノ獨奏　小倉末子氏
一獨唱　武岡鶴代氏
　伴奏　宇佐美ため子氏

## ◉研究部會合日

一會場　本協會事務所

今迄明治會館で開いて居りましたが、此度から總て事務所で開きます。市內線は動坂終點から三四丁、院線は田端驛から三四丁です。

一會合日

**政治法律部**

第一日曜(十一月七日)午後六時より　平山法學士の民法の講義
第二日曜(十一月十四日)午後六時より　親族法改正研究會
第三日曜(十一月廿一日)午後六時より　平山法學士の民法の講義
第四日曜(十一月廿八日)午後六時より　親族法改正研究會

**社會部**

第一日曜(十一月七日)午後二時より　社會學概論輪讀
第二日曜(十一月十四日)午後二時より　花柳病豫防研究會
第三日曜(十一月廿一日)午後二時より　社會學概論輪讀
第四日曜(十一月廿八日)午後二時より　花柳病豫防研究會

**敎育部**

第一水曜(十一月三日)午後六時より　研究會
第三水曜(十一月十七日)午後六時より　研究會

一衣食住部の組織

此度愈々衣食住部を組織したいと思ひますから御希望の方は至急御申込み下さい。數名の希望者を得たら御集りを頂いて色々協議します。

# 創立より女性同盟發刊迄（下）

## □研究部の組織

協會の第一の事業が議會運動であつた事を以て、我協會を婦人參政權の爲めの會と解してゐる人が少くない樣ですが、又同じ事から協會を外部的な枝葉な小問題にのみ狂奔してゐるものと批難する人があるやうですが、それは協會の組織を御存知ないところから來た誤解だと思ひます。

私共は社會改造の大事業に參加する爲めに團體を組織したのでありますから、社會的な實際運動を可成重要なものと見て居りますが、而し其の出發點は婦人個人〳〵の自覺向上にあらねばならぬと信じて居ります。それで協會の事業の中に講演會とか研究會とか夜學校とか大學講座とかいつた事を加へて居りますが、組織としても別に研究部といふものを置き、それを事業部や出版部と對等に否それよりも重要な位置を與へやうとして居ります。私共は協會が列擧して居る各種の事業なるものは、すべて研究部の調査研究をへて行はれる樣にしたい即研究部は實際運動のプログラムをつくる所にしやうと思つて居ります。

研究部の組織は音樂會の整理がすんでから直に準備にかゝり、五月卅の日に在京正會員會を開いて決定しました。席上研究部内規なるものを協議し、次いで各部腦を決定しました。きまつた内規は頁數の都合上次號に掲載します。

政治法律部、社會部、敎育部はそれ〴〵數名の希望者がありましたので、すぐ當番幹事と會合日を定めましたが衣食住部は希望者が一人しかなかつたので少くも四五人になるまで開會を待つ事にいたしました。各部の會合日は部員の希望によつて時々變更して居りますが多いのは四回、少くも二回づゝ六月の初めからずつと今日まで會合を續け、それ〴〵の研究をしてまゐりました

今各部に於ける今日迄の大體を左に列記してみます。

### 政治法律部

最初から引續き平山法學士の法律學概論を聽いて居ります、先日からは民法の講義に這入りました。

去る七月の下旬政治法律講習會を一週間開き一般に公開いたしました。

研究問題を民法の改正にとり着々具體案をつくる事にいたしました。

### 社會部

花柳病者結婚制限法制定について研究して來ました。

社會學概論を輪讀する事にしました。最近は拒婚同盟組織の方法の研究に着手して居ります。

### 敎育部

女敎員の覺醒を促す方法を重要問題として居ります。

全國女敎員大會に於ける議題の一つであつた。全國女敎員會組織方法を問題とし具體案をつくつて創刊號に發表いたしました。

十月二十二日全國女敎員會出席者二百六十名と懇談會を開きました。

一體研究部は外の仕事と少し違つて、始終それ等の問題について注意し材料を集めて研究する必要がありますので、どうしても一人〳〵專門の部長がいります。若しそれが出來ねば研究部專任の理事がなければならないと思ひます。而し今は適當な人も見當りませんし經費もないので、已むを得ず三人の理事が政治法律部―奧、社會部―平塚、敎育部―市川といふ風に分擔する事にいたしました。

## □第四十三議會

これは治警の運動及花柳病の運動の方でかきましたからこゝでは略します。

## 政治法律夏期講習會

これは政治法律部研究會の主催として同部の講義を公開すると云ふ事にいたしましたので、科目も政治法律に限られ、内容も

學術的なものになつてしまひました。

此の計劃は六月初めの政治法律部會の席上で發表され、講習科目等その場で大體きめてしまひました、講師は

穂積重遠氏、大山郁夫氏、植原悅二郎氏にといふのでそれ〴〵交渉いたしましたが何れも快く御承諾いたゞき

比較婚姻法論(九時間)　穂積　重遠氏
近代政治及社會思想發達史(九時間)　大山　郁夫氏
治安警察法(三時間)　植原悅二郎氏

と決定いたしました。

そこで此度は會場の交渉をし時日聽講料等をきめて七月早々發表いたしました。

時日　七月二十五日より一週間　午前九時より十一時迄
會場　お茶水高等師範學校內作樂館
聽講料　金二圓(會員は半額)

丁度此頃から講習の初まる間際まで臨時議會の會期でありましたので、會員の募集について顧るひまが少しもありませんでした。それで結果を少からず案じましたが、會員は殆ど豫定通り百名に近い數を得る事が出來ました。殊にはる〴〵地方から上京された人達が少くなかつた事は主催者にとつてうれしい事でした。

開會初日は穂積博士の比較婚姻法論を三時間とも伺ひました。二日目は大山郁夫氏の講義を三時間とも伺ひ、午後から約四十名の人々を議會傍聽に御案內しました。第三日は穂積博士の講義、午後は前日通り議會へまゐりました。第四日は大山郁夫氏の講義を伺ひました、此日の午後は別に豫定してありませんでしたが議會傍聽希望者が多かつたので、又議會へ行く事にいたしました。高師の講習に來てゐられる方々の有志の方にも傍聽劵の御世話をしました。第五日は穂積博士最後の講義で、午後六時からは科外講演として、

婦人問題と法律上の女　布施　辰治氏
文藝雜感　有島　武郎氏
性的生活と社會問題　長谷川如是閑氏

の御講演を一般に公開しました。會するもの婦人ばかり約三百名、停電の故障でローソクをつけて伺つた次第でしたがいゝ集りで御座いました。第六日は大山氏の最後の講義を伺ひました。第七日は三時間とも植原氏の治警の講義を伺ひ引續いて懇話會を開きました。

會は主催者側の挨拶によつて初められ、植原、穂積兩先生の御感想等あつて歡を盡くし午後一時半散會いたしました。

出席者及講演要目は左の通りでありました。

## 出席者

阪本眞琴氏(東京)　齋藤五月氏(東京)　三村てる子氏(東京)　渡邊ヨシカ氏(東京)　片岡サツキ氏(東京)　荒木滋子氏(東京)　五野ふき氏(府下)　塚本なか氏(府下)　河瀨とし子氏(府下)　百瀨しづ子氏(東京)　菅谷澄子氏(東京)　是澤てる氏(府下)　阪本勇吉氏(府下)　大木利治氏(府下)　吉田淸子氏(東京)　稲永しづ子氏(府下)　高屋まき氏(府下)　荒木郁子氏(東京)　市川ふみこ氏(東京)　山家ふめへ氏(神奈川)　澤井ジュキ氏(府下)　平野くま氏(千葉)　藤田ふき氏(東京)　富田きよ子氏(神奈川)　栗田賀氏(東京)　殿村文野氏(府下)　中村すみ氏(府下)　石塚てる氏(東京)　矢部初子氏(府下)　戸塚松子氏(府下)　松本ふみ氏(香川)　川村綠子氏(東京)　益原キヨ子氏(廣島)　黒崎悅子氏(東京)　山田みつ子氏(東京)　田中芳子氏(東京)　横山はま子氏(府下)　館岡稲子氏(東京)　木村アイ氏(　)　末吉きぬ氏(府下)　藤澤みつ氏(東京)　北野千香氏(府下)　本間ゆき子氏(東京)　陶山すみれ氏(府下)　猿渡千枝氏(府下)　花木チサヲ氏(廣島)　鯉江もと子氏(愛知)　伏島てい子氏(愛知)　野原きん子氏(府下)　原田キク氏(東京)　松本ふみ氏(東京)　久保田次惠氏(東京)　樋口綠子氏(東京)　松崎ひろの氏(東京)　西川ちよの氏(府下)　小口みち子氏(東京)　山內篤氏(府下)　村木ふみ子氏(東京)　西川ふみ子氏(東京)　遠山操氏(東京)　木村美智子氏(東京)　宮川靜枝氏(東京)　川口邦子氏(府下)　內田きん子氏(　)　千本木道子氏(東京)　稲永芳子氏(府下)　秋庭乙女子氏(府下)　大山柳子氏(府下)　荻野はな

氏(東京)　安田春子氏(東京)　堀江愛子氏(東京)　阿部ぎん子氏(東京)　高岡梅子氏(府下)　岩手房子氏(東京)　田島ひで氏(府下)　前田鉚子氏(府下)　高島きくえ氏(府下)　隼瀨幾江氏(東京)　山川房子氏(奈良)　田中貞子氏(東京)　間馬初枝氏(千葉)　戸塚照子氏(東京)　三浦なを氏(東京)　奥市川平塚氏

## □比較婚姻法論要目

法學博士　穗積　重遠先生

第一、比較法學ノ意義

第二、婚姻法ノ根本問題

(一) 雜婚ト定婚——母權說ト父權說

(二) 多妻制、多夫制、一夫一婦制——再婚問題

(三) 掠奪婚、賣買婚、贈與婚、共諾婚

(四) 一時婚ト終生婚——離婚問題

(五) 肉體婚ト精神婚

(六) 事實婚ト形式婚、宗教婚ト法律婚

(十) 婚姻ノ法律的定義——婚姻トハ終生ノ共同生活ヲ目的トスル一男一女ノ法律的結合關係ヲ云ヒ且又此結合關係ヲ創設スル當事者ノ意思表示ヲ云フ

第三、英法系ノ婚姻法——イギリス、北米合衆國

第四、ローマ法系ノ婚姻法——フランス、ベルギー、イタリー、スペイン

第五、ゲルマン法系ノ婚姻法——ドイツ、オーストリア、スイス

第六、スラブ法系ノ婚姻法——舊ロシア新ロシア

第七、回々法系ノ婚姻法

第八、印度法系ノ婚姻法

第九、支那法系ノ婚姻法——ガ婚姻ノ當事者ニアマリ主婚者アリ、媒妁者アルノガ要件也

第十、我國現行民法ノ婚姻法

(一) 婚姻ノ實質的要件

(1) 當事者ガ婚姻ヲ爲ス意思ヲ有スルコト

(2) 男ガ滿十七歲女ガ滿十五歲以上ナルコト

(3) 重婚ニアラザルコト

(4) 女ガ前婚ノ解消又ハ取消ノ日ヨリ六ケ月ヲ經過セルコト

(5) 相姦者トノ婚姻ニアラザルコト

(6) 近親相婚ニアラザルコト

(7) 父母又ハ後見人或ハ親族會ノ同意アルコト

(8) 婿養子緣組ノ場合ニハ緣組ガ有効ナルコト

(二) 婚姻ノ形式的要件——屆出

(三) 婚姻ノ無効及ビ取消

(四) 戸主ノ同意

(五) 皇室及ビ皇族ノ婚嫁——華族及ビ軍人ノ婚姻

(六) 內地人ト朝鮮人又ハ臺灣人トノ婚姻——共通法

(七) 寫眞婚問題

(八) 內緣夫婦問題

(九) 婚姻豫約問題

(十) 劣種禁婚問題——優生學

附

この講義は速記をとりましたから、卷末に引續いて掲載いたすことにしました。尚この要目に添へて世界各國の結婚年齡表がありますがそれは講義の終につけます。

## □近代政治及社會思想發達史論

大山郁夫先生

第一序論

1、政治問題と社會問題。A 國家、社會及び個人。a 國家萬能說と絕對個人主義ト個人と社會的環境、c 國家、社會、及び個人の相對的地位。B 社會現象。a 集團生活と集團意識、b 社會的地位、c 社會階級。C 政治現象。a 專制政治と立憲政治、b 主權と自由、c 代議政治と直接民主政治、d 議會及び政黨。

2、政治現象と社會現象との相互的關係。A 政治的諸勢力と社會的諸勢力。B 權力と意思。C 議會政治に於ける社會的諸勢力の表現。

第二、近代政治及び社會思想上に於ける主要諸學說

1、自然法學の政治學說。A「自然法」と「人定法」。B 社會及び政治契約說。a ホッブス、b ルソー、c ロック。C 契約說の近代思想上に於ける地位。

2、功利派の政治學說。A その概說。B ベンタム及びミルの政治思想。

3、歷史派の政治學說。A その概說。B 歷史的研究の近代政治及び政治思想に及ぼした影響。

4、理想主義的國家學說。A その概說。B ヘーゲル及びその學派。C 理想主義的國家學說の功過。

5、生物學的社會學說。A コントと近代社會學說。B 生物學の近代社會學說の上に及ぼした影響。C 社會有機體說。D スペンサー及びその學派。E 社會有機體說の批評。

6、集團鬪爭說。A その概說。B グンプローヴイッツの集團鬪爭說。C マルクスの階級鬪爭說。

7、國家萬能說から國家否定說まで。A 功利的警察國家主義。B 法治國家主義 C 文化國家主義。D 自由國家主義。E 社會主義。F 無政府主義。

第三、結論

1、社會の進步。A 摸倣と獨創。B 個性と類性。C 個人競爭と集團鬪爭。D 集團鬪爭と社會的進步。E 制度と人。F 傳統と傳統破壞。

2、議會政治の改造。A 政治的自由主義と議會政治。B 國家社會主義と議會政治。C 革命的社會主義と議會政治。D サンヂカリズムと議會政治。E ギルドソーシアリズムと議會政治。F 議會政治の將來。

3、婦人の社會的及び政治的地位。A 婦人解放問題の核心。B 社會的進步と婦人の地位。C 婦人生活の社會化的傾向。

## □第三回評議員會

八月の十日午後七時から評議員會を開き左の事項の報告及協議決議をいたしました

報告

一、選擧應援より政治法律講習會迄

一、經常費及臨時費の會計報告

協議

一、常務員を有給とする事

一、雜誌發刊の時期

## □女性同盟の發刊

協會の機關として創立早々雜誌發刊の計劃をたてた事、それを中止して最初は事業の方に專らにする樣にした事等は前に述べましたが、愈々事業を初めて見ますると自分の雜誌を(機關雜誌)持たない事が、豫想以上に不便を感じさせられました。而し不便だとて創立早々それだけの時と金の餘裕がありませんので、宣傳や、會員との連絡は大てい謄寫板でもつて代用し、新聞紙の訛傳や、的はづれの批評などに對しては大ていそのまゝ默して來ました。

而しやつと發會式もすんで會の輪廓だけ出來ましたので、式後開かれた第一回の評議員會に雜誌の件を持ち出しました。何れも早々出す事に大賛成でしたが、臨時議會が七月にあるのでそれがすんでから九月早々發刊しやうと云ふ事になり、其の資金の點等も相談いたしました。

所が議會がすむや否や政治法律部の講習會が續いてありましたので、七月一杯は雜誌について何にも準備する事が出來ませんでした。九月早々に出さうとなれば遲くも八月中頃には原稿を揃へなければなりませんがそれも無理すれば出來ぬ事もないと思ひましたが、此上無理して倒れてはとの注意もあつたので、第二回評議員會の贊成を得て十月創刊といふ事にしその準備にかゝりました。

編輯の事務は大體奥氏がする事になりました。編輯の方針は最初は一般的にする事が可成主にされてゐましたが途中から變更されて機關雜誌の意味を强くする事になりました。この點については編輯者初め役員の中にも反對者がありましたが會を主とする以上、會を通じて一般婦人に對する以上當然の事だと思ひます。したがつて創刊號

は一ヶ年間の會の報告がたまつてゐた關係上特に報告的記事が多くなりましたが、又これは定めし一般の期待に背いた事になつたでありませうが已むを得ないと思つて居ます。

經營の方は人と金との不足の點から當方の要求を全部容れらるるなら任せてもいゝと云ふので某書店と交渉しましたがうまくまゐりませんでした。それで愈々會で經營する事になりその直接の責任者には私があたる事になりました。經營の方針としては素人の事であり資金に餘裕もないので初めは頁數も五六十頁のうすいものにして總て質實に、部數も實數だけ刷る事にしてゐます。而し賣價は宣傳の意味から出來るだけ安く賣らうといふ事にしました、元々利益を得るためではなく収支償ふ樣になれば大成功だと思つてゐますから。

所で資金の點でありますが、それは第一回評議員會の際に協議しただけでまだ調達されてゐませんでした。新聞紙としての保證金の千圓は吉田氏から公債を拜借してすませましたが、差あたつての出版費と今後の毎月の缺損をどうして補充するか。之についての根本方針をたてなければなりません。尤創刊號だけは吉田氏から紙の寄贈を受けましたし維持會員の會費でどうにか間にあひさうですが、あとの心配をしなければならなくなつて居ります。これについて特志の方の御援助を仰ぐべく其の方法等考慮して居ります。

こうして創刊號は資金の點や、途中で方針を變更した事等で私達の原稿がおくれた上編輯者の不慣の爲めに幾度も組み直しをした事や第三種郵便物認可に手間取つた爲めに一日の發行日が遲れ〳〵て十日になつてしまひました。發行日の遲れる事は經營者としての立場ばかりでなくいやな事でありますが、第二號も創刊號が遲れた事から又遲れさうで申譯がありません。第三號は何でも期日迄に出したいと思つて居ります

（市川房枝）

# 全國女教員懇談會

我が新婦人協會教育部は過次全國女教員大會を機として何等かの有意義なる活動を試みんことを相謀り、曩きに全國女教員組合組織に關する研究をなして之を本誌創刊號に發表し、豫め大會出席者各員任地に向け一部宛送呈して其の參考に供し、更に去る十月二十二日夜大會出席者有志を丸の内海上ビルヂング内中央亭に招じて懇談會を開會した。

この日朝來連日の降雨納り天恰も我が協會の爲に賛するものゝ如く思はれたが、午後から少雨を見たのは遺憾。殊に、帝國教育會に於ける女教員大會終了案外に長びき協會側の手筈萬端整ひ居たるに拘はらず、定刻に及びなほ一人の參會を見ざるの手違ひを生じ、定刻に先立つて出席した理事、評議員等心も心ならず各新聞記者亦稍々倦怠の體である。その中に、大會半ばに自由行動を執つた女教員諸姉、三々五々來會せられ、平塚明子氏、山田わか子氏、田中孝子氏、山田美都子氏、田中芳子氏、塚本なか氏、平山信子氏、吉田清子氏等協會側役員及兒玉眞子氏外十數名の會員列座斡旋に努める。待つこと一時間半に及び漸く市川理事の嚮導によつて二百六十名の女教員諸姉の來會を見、帝國教育會々長澤柳博士、同理事野口氏等も臨席、折節の草花、ダリヤ、コスモス、菊等によつて美しく飾られた大ホール、滿場立錐の地なきの盛況を呈し、協會評議員兼教育部正會員山田美都子氏司會者の席について漸く開會せられたのは午後五時であつた。

劈頭、開會の辭に併せて、當夜の會合の趣旨は教育者に對する精神的優遇ともいふべき協會側の微衷の存する所以につき司會者の挨拶あり、次いで理事平塚明子氏は「女教員と母」と題して、「小學校教員の仕事は家庭に於ける母の仕事の延長であつて、小學教員及び母は、いづれも未來の文化を擔

設するといふ意味に於て最も重大なる任務を帶ぶるにも拘はらず男性中心の社會は、現在目前の問題にのみ重きを置くため彼等の社會的地位はあまりに低過ぎた。今後兩者は共通の任務を果すため共に手を携へて進むべきで、他日母と小學校女教員が協力して參政權を要求するやうな時代が必ず來る事と信ずる。」切に諸氏の御奮勵を乞ふいふ意味の一場の演說を試み、市川理事は大會參觀の感想を披瀝し、「地方女教員諸姉の自覺の程度案外に著しきものあるは意を強うするに足る。この上に望むべきは唯團結の力のみ、此度全國女教員會の設立を見たるは慶賀にたへず。其の組合的色彩に遠きを遺憾とするも尙無きには勝るべし、諸姉の自覺努力によつてその運用よろしきを得ば、規約形式の如何にかゝはらず、尠くもその內容は組合に近きものと爲すを得各任地に就きたる後は先その所屬地方女教員會の爲めに努力を致されんことを切望する」旨を述べらる。次ぎに來賓澤柳博士は先づ女性同盟創刊號を見るの感より入り新婦人協會の綱領として擧ぐる所の四ヶ條の如き最も穩健妥當なる思想にして、斯の如きはこの大會に集合せられたる地方女教員諸姉の提唱せらるゝ一般の意見と差違なく、女教員諸姉にしてこの協會と提携せらるゝも差支何からん。たゞ協會側に於ける政治運動社會運動等に關して迄これを共にする事は教育者としてどんなものか、教育者は教育者としての立場を忘るゝが如き事なかるべきを說かれな。次いで帝國教育會理事野口氏は新婦人協會に對する希望として「今日我が國の婦人が直接政治運動、社會運動等に盡力なし得ざるは主としてその生活狀態上止むを得ざるに出づ、政治問題社會問題に關する實際運動よりは寧ろ生活改善に關する努力を根本とすべきなり」との好意的忠告があつた。これに對して司會者山田美都子氏は起立して「御忠告は忝けなきも協會には衣食住部なる獨立の研究部が設けられてをるから、その方の研究や運動も著々步を進め得るであらう幸に御休神を乞ふと應酬し、尙前述澤柳博士の演說に對し「教育者は重大なる責任あるが、故に何人と雖もこれに對して職分以外の二重の負擔を課するは不當なり。たとへ處女會青年會等の如き公共事業に關する事であつても之を强要せられるたとき教育者は斷然之を拒絕して可なり。されど教育者が社會奉仕的行動に出づるを以て自らの趣味とし慰安となす底の場合には之を阻止するの以謂何處にありや、その二重の功蹟を齎すの故を以てかへつて之を奬勵すべきものなりと信ず」と答へ滿場の拍手を買ふた。それから地方代表者側からは東京の五長氏を筆頭に名古屋の加藤氏、廣島の坂口氏、篠木氏岩手縣の某氏、千葉縣の秋葉氏、大阪市の山本氏等の熱誠なる感想談あり、それより、評議員山田わか子氏「女教員と家庭との矛盾」について、例を獨逸と米國との比較にとつて、面白く且つ有益な講演あり同じく評議員田中孝子氏は「世界に於ける日本の現狀といふより說き去り說き來つて國民の覺醒の必要を說き、先づ婦人をして先覺者の位置迄引上げんことの急務なるを述べ、界女の差別を認めてその價値的對等を力說し日本婦人の文化運動、社會奉仕的精神の捎育に關して女教員諸姉の特に思を致されんことを切望せられた。協會理事奧うめお氏は治警五條修正と結婚制限法制定の請願運動に對する演說あり、相澤ます子孃の獨唱及和泉千代子孃のピヤノ獨奏ありなほ協會側役員正會員等の挨拶、女教員諸姉の歡談の中に時刻は移つて七時半「新婦人協會の發展を祈る」との女教員諸姉の熱誠なる祝聲と共に惜しき袂を別つた。

尙前記の如く開會の時刻が一時間半遲延した爲めに時間に非常な不足を來し、幹部は勿論、來賓諸子の談話も出來る丈け切り詰めねばならなかつた爲めに、會全體に何となく落ち付き味を缺き又思ふ所を存分に言ひ得なかつた事が何より遺憾とするところであつた。

而しこの會合を通じて女教員諸氏と我等とが同じ目標を目指して進みつゝある事を意識し婦人全體のために協力すべきものとの確信を得た事は婦人界にとつて特筆すべき事柄である。（y記）

## ◆創刊號反響◆

□前川準子氏（秋田）

……皆様の苦心の程々今更ながら知りました何んだかわけのわからない社會の人より嘲笑と惡罵とに終日終夜戰はれたお二人様のお心は必らず強い強い力が生出でた事と思ひます。其の力こそ偉大なる者でせうあく迄も矛盾してゐる社會と戰ひませう……。

□暉峻義等氏（於生理學教室）

……あなたの「社會改造に對する婦人の使命のなかにも私の同感にたえないことが多くあります。どうか健全な發達をいたしますことを熱望してゐます。そのうちに「八王子乳兒死亡調査報告」をお送りすることが出來ると思ひます。先は御禮まで。

□富本一枝氏（奈良）

……女性同盟をよんで何から何まであなたがやつてゐられる事が泪が出るほどこたへたのです。あなたにはもつとむくわれてもいゝんです。むくわれる事があまりに不足してゐます。其の上あなたの仕事はこれからますます〱あなたの體力を要求します。金力を要求しあなたの頭腦を激しく要求してくる事を思ふと私はかなり心配です……私はあなたがもつと勉強される時間がほしいのです。あなたにもつとかいてほしく思ひます。そんな事からいつてもあなたの時間の騒擾とか金の出場とかをほしいと思ひました。思つただけで全くなんのたしにもならない事をくやしく思ふのです——表紙の飾りはあれでいゝと思ひました。女性同盟と云ふ字が一寸不愉快でした。毎日空を美しがつてみてゐるんです。空をみて暮してゐる自分とあなたの多忙さを思つてへんな氣がします……。

□榊原彌生氏（京都）

拜復　皆様お元氣で嬉しく思ひます。

待ちかねて居りました機關雜誌直々拜見致しました。全紙に溢れてゐる皆様、誠意は誰れでも感ぜずには居られますまい。皆様の御苦心の程も忍ばれました。そして只感謝しました。

「女性同盟創刊の辭に代へて」の全文を拜見して、現在の御考が九分九厘まで同感であつた事を大變嬉しく思ひました。是迄色々な境遇に置かれながらも消し得なかつた胸の炎が今計らず共鳴の强い響を發しました、第一自分の心を喜ばせる爲めに是非購讀者と會員を求めたいと思ひます……。皆様の御苦心を思つて氣が氣でないやうに思ひます。終りに皆様の御健在を祈ります。

□武田蘭氏（大分）

雜誌をありがたうございました。耶馬溪よりも二里奥の山里で五日間の講習を終へて歸りました机上に置かれありました。何んともいはれない強い感動をうけました。「しつかりやつてください」心の底から叫びました……。

□土田杏村氏（京都）

……御創刊を祝します。女性の爲めの御奮闘、敬服と感謝とに堪へません。……御請願運動に就いてだけは多少の異論がありますが、さうした考への相違は極く少々のものだといふことを近頃思つて居ります。兎に角一つの尊い文化的理想に向つてお互ひに精進をつゞけませう。

□吉田辰子氏（須磨）

拜啓　中秋の好季ます〱御健闘の御事何よりの御事とよろこばしく存上候。時代に先じて而も根強い因襲と習慣を打破して行く上にはいろ〱な迫害や御困難の多い事と推察申上げます。併し堅忍不拔、私共はどこまでも虐げられた婦人のために等のために戰はなくてはなりません、及ばずながら出來る限りに盡したい覺悟で御座います。不取敢御返事迄。

□池上光子氏（岡山）

早く次號の出るのを樂しみにお待ち致してゐます、中々人手の少ないのに校正やら廣告のことやら、人知れぬ御苦心の多い事とかげながら存じてゐます。どうかいつまでも健全な御發達なさいます樣希望致してゐます。

□細田喜代子氏（埼玉）

拜啓御協會益々御發展の御事と祝ひ上げます。

近頃女工となつて一臺の機械について働いて居りますが、あまり口惜しい時によく人の存在をみとめて下さらないと云つては反對に認められる能力を養つてから云へと云ひ返されてはしまひますが……女工中でも惡い親を持つものは一年中の給金を持つて行かれてしまひますのでみじめなものです……分るか分らぬか知れませんが、少しづゝ毎夜拜讀て追々新しいものにふれて行きたいと存じます。先は御禮迄匆々。

□薗部進子氏（水戸）

堅く結びて覺めよ覺めよと鐘鳴らすをみなの聲の雄々しき叫び

あめつちはしたしき秋に襲はれて醒めよと響く鐘身に沁みて

# 本部通信

### ◆三種の請願

第四十四議會に對しての請願は、卷頭に揭げてある三種を提出する事になりました第二の治警と第三の花柳病とは、第四十二議會から引續いて提出して ゐるものですが、此度のは兩方とも修正をしたものでムいます。治警の方は理由を少し變えただけですが、花柳病の方は大修正をいたしました。其の理由、說明は平塚氏が述べておられますからそれを御覽下さいませ。第一の參政權は此度初めて―日本でも開闢以來初めてでせう――提出しやうとするもので、其の理由は請願の所にかゝげたのを御一讀下さればすぐ御了解いたゞけるものと思ひます。尤もそれについての確とした立場は新年號あたりで詳く事となるでありませうが。

請願は兩院に對して私共の希望を請願し其の實現を乞ふものでありますが、一方これを社會に一般の方々に其の趣旨を御知らせしたいと思ひます。その意味から此度は出來るだけ澤山の方々の御調印を得たいと存じて居ります。

請願用紙は別封を以て御送附いたしましたから廣く御知友に御勸誘の上、全紙面を埋めて御返送下さいます樣御願ひいたします。尙不足の場合はいくらでも用紙がありますから御申込次第御送りいたします。記入についての注意は用紙に刷込んでありますから御熟覽頂き度う存じます。

### ◆花柳病豫防法について 內務省へ建議

花柳病者結婚制限法は兩院に請願する外內務省へも建議しやうと思つて居ります。それは今內務省の保健調査會に於て花柳病豫防法案が起草されつゝありますので、それの參考とさるゝ樣にしたいと思ふからであります。

### ◆拒婚同盟の組織

花柳病の問題は更に全國的な拒婚同盟を組織する事によつて其の効果をあげたいと思つて居ります。この事については平塚氏が前に述べて居りますが、今規約の草案を起草し、社會部研究會で其の實際方法等協議して居りますので十二月號あたりで遲くも新年號あたりで發表出來るだらうと思ひます。

### ◆親族法相續法等の改正

法政審議會に於て目下親族法、相續法等の改正が協議されつゝある事は屢々新聞紙等に傳へられてゐるので皆樣御承知の事と思ひますが、同會の大勢は保守派が勢力を占め現在よりも一層戶主權が强められさうであります。若しさうとしたら我々婦人にとつて由々敷大事でありますから、政治法律部では婦人の立場から現行の親族法相續法を研究し、具體的改正案をつくつてこれを社會に發表し、法政審議會にも建議しやうと思つて居ます。これは最も大事な事でありますから部員に限らず興味を持つてゐられる方は、政治法律部の研究會にぞく〲御出席下すつて御意見を御述べいたゞき度いと思ひます。

### ◆廣岡氏との會合

十月の二十九日の午後五時から富士見軒で廣岡宇一郎氏初め政友會の代議士數名と新婦人十一二名との會合が開かれました。この會合には私共理事初め協會の評議員若しくは會員の方が四五名出席されましたがこれは協會とは關係なく新思想をもつた婦人と云ふ先方の希望であつた爲めに結局さう云ふ事になつたのでした。

廣岡氏は本會を主催するについて「これからの政治は婦人問題を閑却して出來ないから出來るだけ婦人側の要求を聞き行ける所迄は一所に行きたいと思ふから……」といふ事でした。今迄隨分距つてゐた兩者が一回や二回の會合でどれだけの効果があるか疑問でありますが、兎に角保守派と云はれてゐる政友會の人達から、かういふ企をされた事は婦人全體にとつて嬉しい事だと

思ひます。政治家をこういつた方面にみちびいた事について我協會の今迄の運動が少なからぬ寄與をなしてゐる事を思ふと多少の愉快を禁ずる事が出來ませぬ。

### ◆誌代及會費の領收について

雜誌購讀費の領收證はあまりに多數でありますから雜誌發送を以てこれにかへ、一々差上げぬ事にいたしました。又會費の方は現金及爲替の場合の外はこれも領收證を差上げぬ事を致しました。集金郵便及振替は御手許に領收證及それにかはるべきものがまゐつて居りますから。

### ◆平塚理事の北陸及關西出張

長い間の懸案になつて居た關西出張は漸く此度決行する事になりました。二三人行を共にしたいとは思ひましたが留守中の仕事が可成あるので、此度は平塚理事一人でまゐる事になりました。それで大々的な宣傳はよして會員の方々に御會ひする事を第一の目的とし支部組織の基礎をつくる事にしたいといふ積りです。支部の規則も出來ました。次號にはのせ度いと思ひますが御入用の方は御申越し下さい。全部の豫定は大體左の通りでありますが其時の都合で多少の異動があるかも分りません。

十一月六日(土)　夜出發
十一月七日(日)　越後柏崎にて講演　夜會合
十一月八日(月)　朝名古屋着　夜會合
　西區鷹匠町角田重子氏宅
十一月九日(火)　午後奈良着
　生駒郡安堵村富本一枝氏宅
十一月十日(水)　夜大阪着
　大阪市外芦屋清瀨ひな子氏宅
十一月十一日(木)　夜會合
十一月十二日(金)　大阪滯在
　寶塚原田皐月氏宅
十一月十三日(土)　朝神戸着
　兵庫縣御影管井䏚子氏
　神戸市千鳥町二ノ三十二石原良氏宅
十一月十四日(日)　午後會合
　須磨大手後十七尾本薫子氏宅
十一月十五日(月)　午後廣島着　會合
　廣島縣三原女子師範篠木ノブ氏宅
十一月十六日(火)　正午京都着
　御所の內金島正氏方
十一日十七日(水)　夜出發歸京

### □『女性同盟』記者募集

本誌の編輯を助けて下さる方を見出したいと思ひます。經驗のない方でも此の方面に興味をもつてゐられる方ならば差支ありません。なるべく高等教育を了つた相當に外國語の素養のある方で獨身の方を望みます。一人だけの生活を最小限度に於て保障したいと思つて居ます。御希望の方は先至急に履歴書を理事宛に御送附下さい。その上萬事御相談申上げます。

### □洋服裁縫內弟子を求む

洋服裁縫の先生をしてゐられる方が內弟子を求めてゐられます。技藝學校一二年終了程度で年齢は十七八才から二十二三才迄位洋服裁縫についてはむしろ素養のない方のはうが望ましいさうです。一年間位に一通教へ込みたいとの事です。希望の方は市外戸塚高田馬場停車所前山田信子氏宛御申込下さい。

# 比較婚姻法論（續）

法學博士　穗積重遠先生講述

斯の如く比較法學と云ふものは非常に大事な學問でありますが、同時に非常に困難な學問であります。差當つての困難は言葉の上の困難で、外國の法律を知るには、どうしても其國の言葉が分らなければならぬのでありま す。併し私などの外語の知識は非常に限られて居りまして、辛うじて英佛獨を讀む位でありますから、例へばスペーンの法律をスペーン語で研究しやうと云ふことになると一寸六ケしいので、其方面から見ても比較法學なるものは非常に困難な學問であります。更に又非常に材料が多過ぎる。今日は御承知の通り國が非常に澤山ある。國の中で、例へばアメリカなどは全國に法律が一通りあるのでなくして、四十何州が皆法律を異にして居るのでありますから、それを一々較べて見なければならぬ困難もある。殊に近頃最も困難を感ずるのは、今度の戰爭の結果各國の狀態が非常に變りまして、切角今まで集めた材料では間に合はぬことも生じて來た、中にもロシアの如きは今まで非常に舊式な國であつたのが、急に非常な新式な國になり、而して其法律がどう變つたかまだ能く分つて居らないと云ふ樣な困難もあります。隨つて私が今回申上げる所も、さう云ふ困難に對するに私の乏しい語學の力其他一般に智識の不足を以てしたことでありますから、甚だ不十分なことではありますけれども、比較婚姻法なる講義をしますのは私も之が初めてゞ、これから斯う云ふ方面にもう少し進んで見たいと思つて居るのであります。

## 第二　婚姻法の根本問題

扨て婚姻法論と申しますと、廣い意味に取ると婚姻制度全體に互る問題でありまして、大きく分ければ三つの

問題を含むのであります。第一が結婚の問題、即ち夫婦關係は如何にして出來るかと云ふ問題、第二がその出來た夫婦關係はどう云ふ關係であるかと云ふ夫婦關係問題、第三が其夫婦關係がどうして消滅するか、夫婦の一方が死んだ爲めに消滅するのは分つて居るが、夫婦双方の生前に夫婦關係がどうして解けるかと云ふ離婚問題、斯う三つに分け得るのであります。而して是等の三つに就いて夫々比較的研究が出來るのでありまして、比較婚姻法と申す以上廣く申しますと此三問題に亙つて比較研究をしなければならぬ筈でありますけれども、餘りさう問題を擴げますと尙ほ更時間が足りなくなりますから、此度の講習で比較婚姻法論と云ふのは、比較結婚法の問題に止まるのであつて、即ち如何にして婚姻を締結するかと云ふ問題に付てのみであると御承知置きを願ひたいのであります。尙ほ比較研究を致しまする場合にも種々のやり方がありまして、例へば植物を比較研究するにしても、或植物の全部と他の植物の全部とを直ちに比較せず、先づ雄蘂雌蘂と云ふものだけを捉へて、櫻の雄蘂雌蘂は斯うである梅のは斯う桃のはどうと云ふ風に一つ一つの事柄に就いてやるのが最も學問的のやり方でありませうけれども、それでは餘りに複雜になりますから此講習に於ては、先づ櫻なら櫻の事を一通り述べて次に梅の事を一通り述べると云ふやり方にして見たいと思ひます。即ち各國の婚姻制度を順々に大略申述べるのでありますが、更に其前に婚姻法の根本問題を極く一通り申上げて見たいと思ふのであります。是も詳しく申上げますと際限のないことでありますから、唯だ目錄だけを申上げる位のことと御承知を願ひたいのであります。

婚姻と云ふ事が人生の大問題であることは申すまでもありませぬ。又法律だけが取扱ふべき問題でないことも申すまでもありますまいが、私が此處で申上げるのは主として法律の方面から見てのことであります。或は倫理道德の方面或は生理衞生の方面と種々婚姻の見方もありませうが、法律學者の見た婚姻制度に就いて申上げるのであつて其法律學者の眼に映ずる婚●制度に就いても種々の根本問題があるのであります。

## (一)雜婚と定婚――母權說と父權說

先づ第一に、我々が今日婚姻と云ふのは、夫が誰妻が誰とチヤンと定まつた所謂定婚であるが、併しこれが果して昔から此通りであつたらうか、又凡ての人類を通じての事なのであらうかと云ふ事が問題になるのであります。而して又今日の文明國はすべて一夫一婦制度になつて居りますけれども、昔から斯うであつたかどうか、

野蠻人に於ても斯うであるかと云ふことが殊に問題となるのであります。以前にはクリスト敎の考が多少加味されまして、アダム、イヴの始めから夫婦の關係は確定したものであると漠然と考へて居つたのでありますけれども社會學者人類學者等の研究に依ると必しもさうではないらしいのであります。此點を論じて有名になつたのはバハオーフエン(Bachofen)で、一千八百六十一年に母權論と云ふ本を書いた。其書物にどう云ふ議論がしてあるかと云ふと、今日では父が一家に於て重きを爲して居るけれども、昔は母が重きを爲して居つたのであつて、子供達に對して權力を持つて居たのは母であると云ふのであります。而して其議論の筋道は、原始時代の野蠻人の間に於ては、今日のやうな夫は誰妻は誰と定まつた婚姻制度はなかつたので、所謂雜婚である、即ち誰が誰の夫やら誰が誰の妻やら定まつて居らない狀態である、隨つて子が生れると母親が誰かと云ふ事は勿論分るが、併し父親が誰かと云ふ事は實際上も能く分らぬし、又問題としないのである、そこで父親と云ふ者はなく母親があるのみと云ふことになるのであつて、即ち母親が子に對して權力者である、と斯う云ふのであります。此母權說に就ては段々と贊成者も出て來て相當に勢力があるのであります。所がこれに對して又他方に有力な反對論があるのであつて、其本元は進化論のダーウインであると云つて宜いでありませう。ダーウインは動物學上の考から原始人類に於ける雜婚なる事はあり得べからざる事であると論じたのであります。即ち動物に就て調べて見ても、高等の動物になれば大抵定婚であつて、雌雄關係は高等動物に於ては比較的嚴格である是は勿論道德觀念から出るのではなくして動物の本能上當然の事と云ひ得る、高等動物には性的嫉妬心が強い故平氣で雜婚を行ふと云ふ事は動物の心理上あり得べからざる事であつて、必ず或る程度或期間に於て夫と妻と一對の雌雄關係が定まつて居るものである、大體斯う云ふ風な議論であります。而してダーウ井ンの議論は動物學の方面からの議論でありますが、尙ほ之を敷衍して社會學の方面から有力に此事を主張したのがウエスターマルクと云ふ人であります、此人は現在の學者で「フインランド」人でありますが、此人が「ゼヒストリ・オヴ、ヒユーマン、マリエーヂ」と云ふ本を一千八百九十一年に書いたのであります。此本は標題の「ヒユーマン」と云ふ文字に意味があるのでありまして、凡そ人間と名の附く時代になつては決して雜婚は行はれなかつた、「ヒユーマン、マリエーヂ」は決して雜婚ではないと云ふのであります。而して此說に贊成する論者も多く、今日に

於て多數說は此方に傾いて居るのでありますが、大分議論のある點でありまして尙ほ研究を要する所であります。要するに原始人野蠻人間に於ける雜婚の實例も多少ない事はないが、大體に於て雜婚と云ふ事は人類時代になつては餘程少なくなつて居ると云ふのが、先づ一番に認められる所であります。而して此方の議論を採ると原始時代に於ても子に對しては父が權力者であつたと云ふ結論になるのでありまして、母權說に對してこれを父權說と云ふのであります。

## (二)多妻制 多夫制・一夫一婦制——再婚問題

定婚で誰が夫誰が妻と云ふ事は定まつて居る場合に、次に問題となるのは一對の夫及び妻の數であります。此點に付ては昔から各國各人種に種々の制度があつたのでありまして、即ち夫一人に妻が二人以上の多妻制と云ふのもあり、又妻が一人で夫が二人以上の多夫制と云ふのもあります。これは又後にも多少申しますが、今日に於てもさう云ふ制度がないではないので、例へば「チベット」では多夫であり印度人及び「マホメット」敎徒の間に於ては多妻制が存すると云はれて居りますが、併し是とても既に今日となつては大いに問題とする程ではないので現代は大體に於て一夫一婦制になつて居ると言つて宜いと思ひます。多妻制又は多夫制が行はれるのも、一つは其地方其民族の經濟狀態、或は男と女の均衡と云ふ樣な種々の事情から來て居るので、交通が未だ不便で各地方の生活が其土地だけに限られて居つた時代には、さう云ふ事も行はれるのでありますが、交通の便も開け有無相通ずると云ふ事になると、多夫も多妻も段々行はれなくなつて來るので、他方では又生活困難と云ふ點からしても妻を澤山養ふと云ふ事が事實上出來なくなつて、自然と多妻の風が止むと云ふ樣な事情もあります。兎も角今日に於て一夫一婦制度が婚姻制度の原則を有して居ると云ふ事は申すまでもないことであります。

此一夫一婦制度と云ふ原則を打ち建てたに就いて最も功勞のあるのはクリスト敎であります。クリスト敎は一夫一婦制度と云ふ事に非常に力を入れたのでありまして、一夫一婦制度の中にも程度があるのでありますが、クリスト敎の根本義は最も嚴格な一夫一婦制を主張するので、一生涯に夫は一人妻は一人と云ふのであります。我國では女の方に付ては『貞女兩夫に見ゐず』と云ふ敎がありますが、夫の方は妻が死んだ後に再婚するのは大して差支ないことゝされて居ります。然るに「クリスト」敎の方の極く嚴格な主義から言ふと、男に就ても再婚は許

されぬと云ふ事になつて居るやうであります。而して其絶對的一夫一婦主義が法律制度の上にも現はれて居るのが多少ありますが、併しながら今日に於て諸國が認めて居りまする一夫一婦制度は、さう嚴格絶對な主義ではないのであります。即ち同時に二人の夫二人の妻と云ふ事はあり得ない事で、同じ時期に於ては一夫一婦でなければならぬが、婚姻解消後の再婚は必ずしも禁ずべきではない。勿論道德の問題、人情の問題としては再婚を嫌ふと云ふ事にも大に理由があるのであつて、個人の問題として再婚をしないと云ふ男なり女なりがあるならば其考は大に尊重すべきであるが、それを法律で強制して一般に再婚を制限すると云ふのは甚しい無理な事でありますから、再婚は差支ないと云ふ事に今日は何處の法律もなつて居るのであります。

もう一つの問題は、法律の表面は一夫一婦になつて居つても、實際の世の中の有樣に於てそれが嚴格に行はれて居ないと云ふ事があり得るのであります。それは妻以内に妾なるものがあると云ふ事實であります。これは西洋諸國にもあることでありますが、我國では今日尙ほ妾なるものがかなり表面のものになつて居るのであつて、これある以上は眞に良心を以て我國は一夫一婦制度だと威張る譯には行かぬと思ふのであります。我國に於て妾なるものが多少の重きをなし來つた主なる原因は封建的家族制度であつて、後繼の男子を得る爲めに必要と云ふことが妾を置く有力にして公然な口實になつて居たのであります。現に明治初年には妾を權妻などゝ稱して、一種の妻であるかの如き世俗的の地位が認められて居たのみならず、妾は法律上も一種の地位を認められて居たのであります。即ち明治三年の新律綱領に五等親圖と云ふのが載せてあつて、其二等親の部に妻妾と併記してあります。而して明治十二年まで其儘で通つて來たのでありますが、其年になつて政府部内に妾名存廢論と云ふ議論が起つた。即ち政府の原案は今後妾と云ふ名を法律上から削つて了はうと云ふのであつたが、これに對しては同じく政府部内に中々強い反對論があつたのであつて、御歴々の役人連が連名で妾名存置の建議書を提出し、我國の國體にまで結び付けて頗る堂々と妾の必要を主張しました。併し流石に當時でもさう云ふ議論は採用されないで、明治十三年に出來た刑法からは妾と云ふ名が法律上からなくなつて了つたのであります。隨つて今日では法律上は完全に一夫一婦制度でありますけれども、併し今日に於ける事實が果して其主義を遺憾なく實現して居るかどうかと云ふ事はまだまだ問題でありまして、尙ほ今後の改善に待たなければならぬ點がありは

しないかと思はれるのであります。兎も角も一夫一婦主義が今日の婚姻制度の例外を許さゞる絶對的原則であると云ふ事は申す迄もない所であります。

## (三)掠奪婚、賣買婚、贈與、共諸婚

次には婚姻が如何にして進化して來たかと云ふ婚姻發達史を一言申上げたい。尤も今は詳しく申上げる時間が、ありませぬが、これは從來の學者が頻りに論ずる所でありまして、非常に趣味のある研究でありますから、皆樣御自身に調べて御覽になつたら面白からうと思ひます。此點に關しては Howard, A History of the Matrimonial Institution と云ふ本が最も良い參考書でありますから御紹介して置きます。學者は普通に婚姻と云ふ制度が今日の狀態に進んで來るには四つの階段を經たと説明するのであります。即ち一番最初は掠奪婚であつた。男が他の部落に押掛けて行つて戰鬪をして先方の女を奪つて來て妻にするのが婚姻の一番始まりであつた。それが多少進んで來ると力づくで奪ふのではなくして、金で買ふ賣買婚と云ふ事になつた。それから又考が少し進んで來るとどうも賣買と云ふのは穩かでないと云ふ所から贈與と云ふ事になつた。即ち女の父兄から夫たるべき人に其女を贈ると云ふ形式になつた。男の方から金を出すことがあるにしても、それは代價ではなくして贈物に對する返禮であります。此婚姻進化の各階段は諸國の婚姻の儀式風俗に其痕迹を遺して居ると云ふことを學者が頻りに申します。成程我國の婚姻風俗にも婚姻制度の過去を思ひ出させる樣なものがないでもありませぬが、よく引合に出るのは「ローマ」の婚禮式であります。「ローマ」の婚禮式には、嫁さんの行列が婿さんの家に向つてやつて來る、さうすると婿さんの方から多勢の男が出迎へに出て、途中で嫁さんの行列と行き會ふと一寸芝居の立ち廻りのやうな喧嘩の眞似をする、そして立ち廻りをしながらやつて來ると、婿さんが門口に出迎へて嫁さんを輿から抱き下ろし自分で抱へて家へ連れ込むと云ふのがある、これが掠奪婚の遺風であると云はれて居ます。

又秤を持ち出し分銅で秤皿を叩いて祝儀の言葉を述べる儀式がある、是即ち賣買婚の遺風であると論じられます。(未完)

# 協會日誌抄

九月二十六日——十月二十五日迄

▼九月二十六日(日)　最後の編輯會議を開き目次決定、午後七時より社會部研究會開會。

▼九月二十八日(火)山內氏當分午前中手傳ふことに決定。

▼九月二十九日(水)　佐々木伊都子氏書記として午後出勤の事に決定。

▼九月三十日(木)　今日より四日間三人で印刷所へ校正に行く。

▼十月二日(土)　雜誌協會に入會。

▼十月四日(日)　平塚早朝高橋本吉氏を訪づね更に政友會本部に治警小委員會を訪問、午後七時より政治法律部研究會。

▼十月五日(火)　新聞廣告原稿を吉田氏に渡し八日掲載を約す、本日漸く校了。表紙文字又彫り直す、變更することこれで四度目なり。

▼十月六日(水)　市川東京遞信局へ第三種の認可申請に行く、機關雜誌なりとて許可されず。

▼十月七日(木)　市川再び遞信局を訪づね附錄の目錄を除き賣品たる事を宣誓することにして許可の內諾を得、午後七時より社會部研究會開會。

▼十月八日(金)　訂正したる雜誌二册を持つて三度遞信局に行き正式の手續をなす午後三時電話で許可の指令を受く、納本をなす。

▼十月十日(日)　高島氏に依頼して東京堂外四軒の大賣捌店へ配本をなす、午後三時より上野市川の室にて發送をなす、田島、齋藤、川瀨、塚本、佐藤、小野、高島諸氏の手傳ひを得十一時までかゝる。

▼十月十一日(月)　下谷局より雜誌發送、午後一時平塚市川帝國教育會に澤柳氏を訪問女教員招待會の打合せをなす、歸途會場選擇のため如水館ミカド等をみる。

▼十月十二日(火)　第二號の編輯會議を開く午後六時より平塚市川東京朝日主催の婦人團體幹部懇談會に出席す。

▼十月十四日(木)　平塚・市川內務省に出頭後藤秘書官に面會して治警五條の事をきく、代議士へ參政權問合せのはがき印刷にて徹夜す。

▼十月十五日(金)市川帝國教育會に野口氏を訪づね女教員招待會の期日を廿二日と決定、午後六時半より臨時教育部研究會開會。

▲十月十八日(月)　平塚犬養氏を訪問、女教員招待會々場中央亭支店に決定、午後六時半より評議員會開會。

▼十月十九日(火)　平塚、市川全國女教員大會傍聽に行く。

▼十月二十日(水)　市川女教員大會傍聽、午後六時より政治法律部會及社會部會を開き次期議會に提出すべき請願條文決定終つて招待會の役割決定。

▼十月二十一日(木)　市川女教員大會傍聽

▼十月二十二日(金)　女教員懇談會午後六時半より開會の豫定の所、會議延引の爲め五時より開會、澤柳氏初め二百六十名全部の女教員出席、七時閉會。

▼十月二十三日(土)正午より編輯會議、大朝主催關西婦人大會代表者に雜誌を寄贈すべく發送。

▼十月二十四日(日)　午後一時より社會部研究會開會拒婚同盟組織について協議す午後七時より政治法律部研究會開會、夜平塚、市川、穗積博士訪問、花柳病請願條文の校閱を受く。

▼十月二十五日(月)　午後七時より編輯會議。

## ◆事務所移轉◆

前號に申上げた家が空きました。一兩日中に引越します。變つても番地は同前樣です。上野一帶を一昨の間に收める事が出來ます。間數は五間、其內八疊間が事務所三疊が留守居役の山內氏の室、六疊が私のプライベイトの室兼應接間、四疊半はどなたかに間貸しをしやうと思つてゐます。

これでやつと事務所らしくなります。どうぞ皆さん遊びにゐらつして下さい。地方から上京された方を御泊めする事も出來ませう。(市川)

# □編輯室より

■おくればせに出た創刊號が、豫想外に世の反響を喚起しました事を大變嬉しく存じます。本部の者は毎日それ等の應接に忙殺されてをりました。會員や講讀者の勧誘に御盡力下さつた諸兄姉及び、編輯上のいろんな御注意を寄せて下さつた方々に深く謝意を表します。

■今月號も亦發行が大變におくれまして殘念に存じます。人手が少ないのに欲が深くて多方面に働かうとするものですから——そして實際、私共の前には私共婦人の手で改めなければならない事があまりに多すぎます——餘程順序よく運ばしてゆかないとすぐ雜誌がおくれてしまひます。編輯に不慣れな自分のこゝろに鞭打つて次號からは必ず一日發行の名に背かないことをお約束いたします。

■私共にとつて、僅々六十頁足らずの小册子ではあんまりもの足りなくて、すぐに頁數が超過してしまうので、何程も上せる事が出來ないのですけれ共、それでも出來るだけ各方面のものを網羅したいと思ひます。とりわけて各地の婦人團體の動靜、諸姉の研究または感想論文などのためには能ふ限りの頁數を割愛したいと思つてをります。自分達と同じやうな考へから運動を行つてをられる婦人團體を見出したり、意外なところで新しい同志に出合つたりする度に、私共は更に力が湧上つて來るのを覺ゆます。

■近頃婦人の團體的運動が諸方に盛んになりましたし、婦人に關する出版物もいろんなものが澤山出るやうになりました。そして世の中が次第に婦人の價値を重視するやうになり、婦人自身もその力に目覺めて動き出して來た事がはつきりと感ぜられます。斯うして私共は新社會實現のために、更にもう一歩を踏み出さうとしてゐるのではないでせうか。偏に諸姉の御自重を祈ります。(むめお)


**定價表**

一部　金二十五錢(郵税五厘)
半ケ年　金一圓四十錢(郵税共)
一ケ年　金二圓七十錢(郵税共)

**廣告料**

特等　一頁　五十圓
一等　一頁　四十圓
二等　一頁　三十圓
　　　半頁　二十圓
四回以上割引あり

**注意**

▼御注文は總て前金で願ひます。
▼御送金は振替に御拂込み下さい。
▼郵券代用の際は一割增の事。五厘切手
▼雜誌代の領收書は雜誌發送を以てかえます。御入用の方は端書封入下さい。

大正九年十一月十一日印刷納本
大正九年十一月十三日發行(第二號)

編輯發行兼印刷人　市川ふさゑ

東京府下田端四四五
發行所　新婦人恊會
振替東京五〇九〇〇番

賣捌所　東京堂　東海堂　北陸館　上田屋　至誠堂　其他全國各書店に有り

# 新婦人協會規約

第一條　本會は新婦人協會と稱し、事務所を當分の中東京市外田端四四五平塚方に置く。

第二條　本會はその綱領に從ひ、婦人相互間の團結を計り、婦人の擁護のため、其進歩向上のため、或は利益の增進、權利の獲得のために努力せんことを期す。

第三條　本會は第二條の目的を達せんがために、左記各事項中最も緊要と認めたるものより着手し漸次其の全體に及ぶ。

一、女子高等敎育、小學大學の男女共學、婦人參政權、婦人に不利なる諸法制の改廢、母性保護等の要求をなすために實際運動を開始すること。

一、各地の有力なる婦人團體と連絡を計り、婦人共同の利益に對する日本婦人總同盟を組織すること。

一、婦人に關する諸種の特種問題の研究調査會を設くる事。

一、婦人問題、勞働問題、生活問題及其他諸種の社會問題に關する講演會を各地にて開くこと。

一、機關雜誌「女性同盟」の發刊。

一、婦人勞働者の敎化機關として學校を設置し、婦人勞働新聞を發刊し、健全にして實力ある婦人勞働組合を組織する基礎を造る事。

一、婦人身上相談、職業紹介、結婚媒介。

一、女子大學講座の開設。

一、事務所、公會所、敎室、婦人共同寄宿所、婦人簡易食堂娛樂所、運動場、圖書館等を含む婦人會館の建設。

第四條　本會に左の四部を置く

一、會務部――庶務、會計

一、出版部

一、研究部――政治法律部、社會部、敎育部、衣食住部

一、事業部

第五條　本會々員は左の三種とす

一、正會員

一、贊助會員

第一種贊助會員　第二種贊助會員

一、維持會員

第六條　正會員は本會の事業に直接關與し、本會と終始責任を共にする婦人にして、會費月五十錢を醵出する者をいふ。

第七條　正會員は研究部員として、何れかの部に屬すべきものとす。

第一種贊助會員は本會の趣旨に贊成し、本會の事業を援助する男女にして、會費月一圓を醵出する者をいふ。

第八條　第二種贊助會員は本會の趣旨に贊成し、知識又は勞力を以て本會の事業を援助することを約せる男女、及婦人團體の代表者にして、會費を要せず。

第九條　維持會員は本會の趣旨に贊成し、本會の事業を援助する男女にして、會費月五圓以上又は一時に五百圓以上を醵出するものをいふ。

第十條　會員は全部機關雜誌の配布を受くるものとす。

第十一條　本會に入會せんとする者は住所、職業氏名を記し、第二種贊助會員以外の會員たらんとするものは會費三ケ月分を添へて申込むべし。但し正會員たらむとするものは外に會員の紹介を要す。

第十二條　本會に左の役員を置く。

一、理事　一、書記　一、評議員

第十三條　理事は若干名とし、評議員中より正會員を互選す。其任期は二ケ年とす、理事は第四條に掲げられたる各部を分擔するものとす●尙別に總務理事を置き全體を總ぶ。若し本會を代表する必要ある時は總務理事これにあたる。(但し最初は發起人を以てこれに充つ)

第十四條　書記は若干名とし理事これを委囑す。書記は庶務をとるものとす。

第十五條　評議員は若干名とし、總會に於て正會員中より半數を互選し、贊助會員維持會員の婦人中より半數を互選す。其任期は一ケ年とす。

第十六條　總會は毎年一回春季に之を開會す。但し必要の場合は臨時總會を開く事を得。

第十七條　本會の經費は會員の會費及特志家の寄附金を以て之にあつ。

第十八條　會計報告は機關雜誌及總會に於て發表す。

第十九條　同一地方にて正會員五名以上を有する時は支部を設置する事を得。

第二十條　本會則は總會の決議によるにあらざれば變更する事を得ず。

第二十一條　細則は別にこれを定む。(以上)


電燈の進步に伴はざる
笠の惱み！
電燈創始時代の單純偏平な笠は
時代後れを示します
形と色とは審美的に
配光は學理的に作り上げられたる
乳色硝子製
ベルリア反射笠！
之は夜間家庭平和の象徵です
三尾
神奈川縣川崎町
東京電氣株式會社
出張販賣部所
東京市京橋區銀座尾張町一ノ一
大阪市西區阿波堀通一ノ五
門司市西本町三ノ二九
此切取に添へ御申越の方へは說明書進呈
ベルリヤ

大正九年十一月二十日印刷納本 大正九年十一月三十日發行

女性同盟十一月號

(大正九年十月一日第三種郵便物認可)